
(仮称)柳島スポーツ公園整備基本構想

平成21年(2009年)10月

茅ヶ崎市

はじめに

茅ヶ崎市では、本市をはじめ湘南地域全体の利便性の向上となる新湘南国道の延伸や、災害からの安全性を確保し、安全・安心な市民生活を送るために必要な相模川築堤整備の早期実現に協力するため、現在の相模川河畔スポーツ公園を新たな都市公園として、柳島向河原地区に移転整備することといたしました。

柳島向河原地区は、市の南西部に位置し、新湘南国道茅ヶ崎海岸 I C やさがみ縦貫道の整備に伴い広域交通の結節点となることから、その立地条件を生かして、市民はもちろんのこと、市外からの利用者や観光客などの多様な人々が集い、交流することで、新たな活力を生み出す拠点として発展することが期待されます。

(仮称)柳島スポーツ公園整備基本構想は、スポーツ・レクリエーションに関する興味や関心の多様化、様々な新しいスポーツの誕生、また、健康増進に対する意識の変化、環境への配慮など市民ニーズに対応した新たなスポーツ公園として整備するため、その基本的な事項を定めたものです。

新たなスポーツ公園は、施設整備の基本コンセプトを「健康を育むみどり豊かなスポーツ公園」とし、市民のだれもが世代を超えて、それぞれの年齢、体力、目的などに応じて、いつでも自由にスポーツ・レクリエーションに親しみ、健康づくりや体力づくりのできる施設として整備してまいります。

また、この基本構想には、柳島向河原地区の土地利用に関して、「都市農業とスポーツを核として、多くの利用者で賑わい、地域の活性化につながる魅力あふれる空間創り」を定めています。

今後、この基本構想に基づき、基本計画・基本設計を策定し、(仮称)柳島スポーツ公園整備事業を着実に進めてまいりますので、皆さまのご協力をお願いいたします。

(仮称)柳島スポーツ公園整備基本構想の策定にあたり、貴重なご意見をお寄せいただいた市民の皆さま、関係団体の皆さまに心からお礼を申し上げます。

平成 21 年 (2009 年) 10 月

茅ヶ崎市長 服部 信明

【 目 次 】

第1章 基本構想の策定にあたって	1
1 構想の背景・目的.....	1
2 構想の位置づけ.....	2
第2章 (仮称) 柳島スポーツ公園整備事業区域	3
1 整備事業区域の概要.....	3
(1) 整備事業区域の設定.....	3
(2) 整備事業区域の位置.....	3
2 整備事業区域の現況と課題.....	4
(1) 立地規制上の課題.....	4
(2) 地形上の課題(周辺道路との高低差).....	4
(3) 浸水時の課題.....	5
(4) 住環境への課題(小学校・周辺住宅への影響).....	6
(5) 自然環境への課題.....	7
(6) 公共交通上の課題.....	8
第3章 (仮称) 柳島スポーツ公園整備基本構想	9
1 基本構想の目的.....	9
2 施設整備に向けた課題.....	9
(1) 多様な利用者に対応した施設整備.....	9
(2) 環境の保全・自然との共生.....	9
(3) 防災機能の確保.....	10
3 施設整備の基本コンセプト.....	10
4 施設整備の基本方針.....	10
(1) 多様な利用者に対応したスポーツ公園の整備.....	10
(2) 公園緑地機能を備えたスポーツ公園の整備.....	11
(3) 防災機能を備えたスポーツ公園の整備.....	13
5 スポーツ公園の施設配置.....	15
(1) ゾーニングの基本的な考え方.....	15
(2) 動線計画の基本的な考え方.....	19
6 (仮称) 柳島スポーツ公園整備事業の推進に向けて.....	20
(1) 整備事業の流れ.....	20
第4章 柳島向河原地区土地利用の基本的な考え方	21
1 地区の目標.....	21
2 将来的な土地利用の基本的な考え方.....	21
(1) スポーツ・レクリエーション、行事などを通じて 交流やコミュニケーションを深めることができる土地利用.....	22

(2) 市街地に隣接する都市農業を推進する土地利用	22
(3) 農業を通じた様々な交流を推進する土地利用	22
(4) 農業資源を活用したにぎわいの創出と 都市農業活性化の拠点としての土地利用	22
(5) 周辺市街地との連携と地区内の快適な空間を創るための土地利用	23
3 ゾーニングの基本的な考え方	23

【資料】

1 整備事業区域設定	27
(1) 計画対象地区の概要	27
(2) 整備事業区域案の比較検討	28
(3) 整備事業区域の設定	42
2 統計資料	43
(1) 大字別面積	43
(2) 世帯・人口	44
3 インフラの状況	45
(1) 下水道の整備状況	45
(2) 雨水の整備状況	46
(3) 上水道の整備状況	47
(4) 道路の整備状況	48
4 関連計画	49
(1) 茅ヶ崎市新総合計画後期基本計画「ちがさき・さわやかプラン」	49
(2) ちがさき都市マスタープラン	51
(3) 茅ヶ崎市環境基本計画改訂版	55
(4) 茅ヶ崎市みどりの基本計画	57
(5) 茅ヶ崎市景観計画	61
(6) 茅ヶ崎市地域防災計画	63
(7) 茅ヶ崎市農業振興地域整備計画	65
(8) 茅ヶ崎市総合交通プラン	66
5 パブリックコメント実施結果	67

第 1 章

基本構想の策定にあたって

第1章 基本構想の策定にあたって

1 構想の背景・目的

社会情勢の変化に伴う余暇時間の増加やライフスタイルの多様化などにより、豊かさやゆとりのある生活を求めてスポーツ・レクリエーションへの関心や参加志向が高まっています。

本市では、「茅ヶ崎市新総合計画後期基本計画（ちがさき・さわやかプラン）」において、生涯スポーツの主な事業の一つとして、だれもが、スポーツ・レクリエーションに親しみ、健康づくりや体力づくりのできる施設の整備を定めています。

また、本市では今後、市民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しみ健康づくりができる生涯スポーツ・健康づくりの推進を図ります。

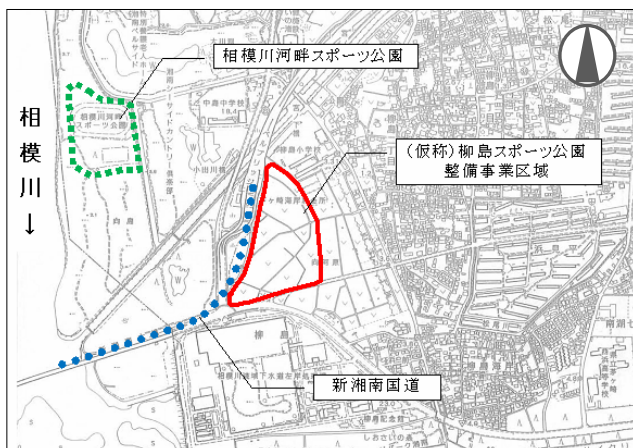
さて、現在の相模川河畔スポーツ公園^{※1}は、陸上競技やテニスだけでなく、サッカーやラグビーなどにも幅広く利用され、年間3万人を超える多くの市民が利用し、生涯スポーツの拠点としての役割を担っています。

しかし、相模川河畔スポーツ公園の周辺には、新湘南国道や相模川を整備する計画があります。これらの計画は、市民の交通の利便性の向上や災害からの安全が確保されることから、本市としては、早期の整備が図られるようこれらの事業に協力し相模川河畔スポーツ公園を移転することとしました。

このような背景から、平成15年から移転先の検討を行い、平成19年10月、柳島向河原地区に「(仮称)柳島スポーツ公園」として移転・整備をすることを決定しました。さらに、平成20年10月には、陸上競技場の設置要件、交通アクセス、周辺への影響などを総合的に判断した結果、当該施設を設置する「整備事業区域」を設定しました。

(仮称)柳島スポーツ公園は、環境に配慮し、多様化した市民ニーズに対応したスポーツ・レクリエーション施設を整備します。また、災害時に備えた備蓄等の防災機能の充実を図ります。

本構想は、(仮称)柳島スポーツ公園の基本となる施設の方向性を定めるとともに、整備事業区域周辺の柳島向河原地区の土地利用の基本的な考え方についても定めます。

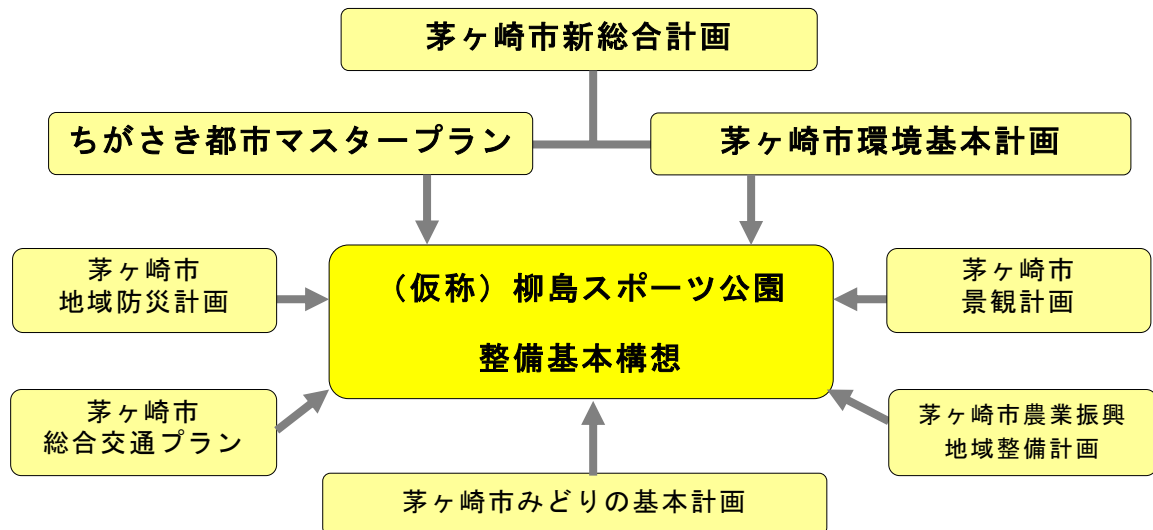


※1【相模川河畔スポーツ公園】

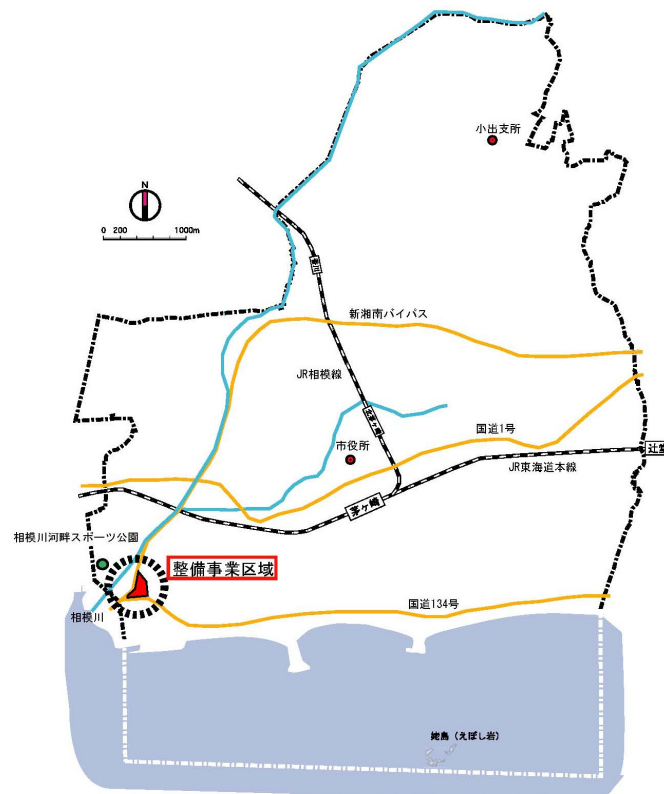
昭和43年10月に建設省（現国土交通省）より河川法による河川占用許可を受けた後、昭和44年6月に開設された都市公園（地区公園。茅ヶ崎市中島1475番2）です。敷地面積は43,564㎡で、陸上競技場（400メートルトラック8レーン）、テニスコート4面を有する施設です。

2 構想の位置づけ

本構想は、「茅ヶ崎市新総合計画」、都市計画法に基づく「ちがさき都市マスタープラン」、環境基本法に基づく「茅ヶ崎市環境基本計画」、都市緑地法に基づく「茅ヶ崎市みどりの基本計画」などとの整合を図り、「(仮称)柳島スポーツ公園」の基本的な方向性を定めるものです。



■ (仮称)柳島スポーツ公園位置図



第2章

(仮称) 柳島スポーツ公園整備事業区域

第2章 (仮称) 柳島スポーツ公園整備事業区域

1 整備事業区域の概要

(1) 整備事業区域の設定

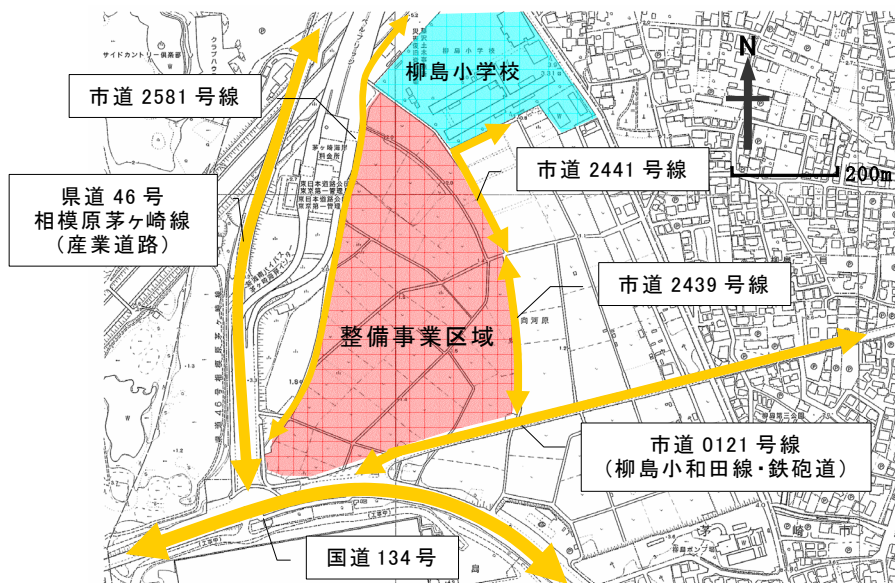
整備事業区域を含む計画対象地区の選定は、平成15年から検討を進め、市域の中でスポーツ公園として求められる一定の面積(約6.5ha)を要していることを前提に、立地条件、周辺土地利用、環境、交通アクセスなどの総合的な視点から判断し、平成19年10月に、「柳島向河原地区」に決定しました。

また、整備事業区域は、計画対象地区(約11.6ha)の中から、スポーツ公園の中核施設となる陸上競技場の配置を基本とした4案を設定し、11項目の相対比較項目について総合評価を行い、平成20年10月に、次のとおり設定しました。

(2) 整備事業区域の位置

(仮称)柳島スポーツ公園整備事業区域は、茅ヶ崎駅を中心とした半径3km圏内の地点で、浜見平地区の市街地に隣接する平坦な地形であり、東側を柳島小学校、市道2441号線及び市道2439号線に、南側を市道0121号線(柳島小和田線、鉄砲道)及び国道134号に、西側を市道2581号線及び県道46号相模原茅ヶ崎線(産業道路)に、囲まれた区域となります。

■ (仮称) 柳島スポーツ公園整備事業区域

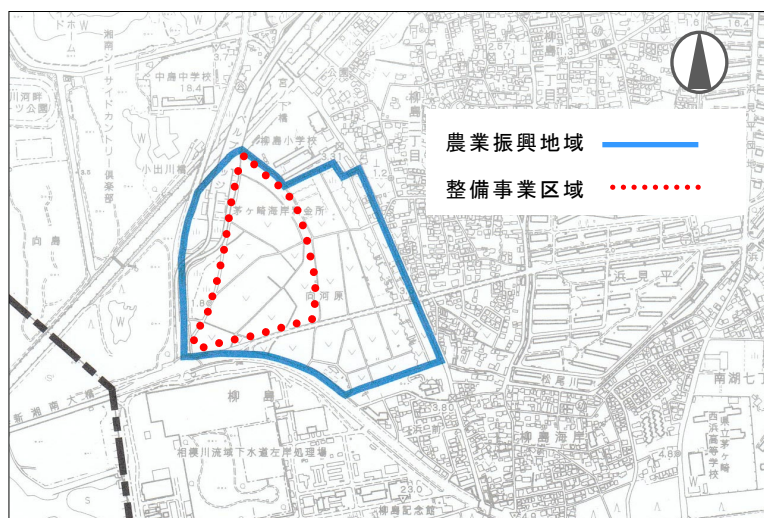


2 整備事業区域の現況と課題

(1) 立地規制上の課題

整備事業区域を含む柳島向河原地区は、他の土地利用の混在が少ない集団性のある農地としての土地利用が図られています^{※1}が、農業振興地域の農用地区域から除外されています。

スポーツ公園の整備にあたり、整備事業区域内の営農継続希望者に配慮するとともに、緑の保全などの自然環境や周辺の営農環境にも留意が必要です。



出典：茅ヶ崎市農業振興地域整備計画書付図1号【平成18年(2006年)】

(2) 地形上の課題（周辺道路との高低差）

整備事業区域は、隣接する周辺道路より約2mから5m程度低く、その地盤は、東側に緩やかに下がった地形をしています。こうした地形でのスポーツ公園整備に際しては、周辺道路との取り付けや、雨水排水処理に留意が必要です。

【周辺道路との高低差1】



【周辺道路との高低差2】



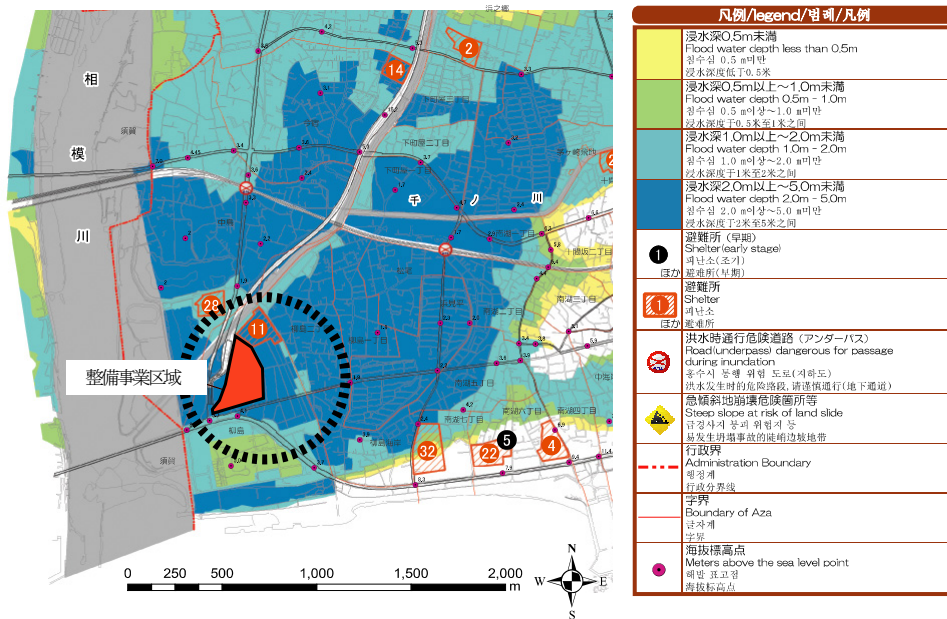
※1：農用地区域（のうようちいき）とは、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づき、市町村が農業振興地域整備計画の農用地利用計画において定める「農用地として利用すべき土地の区域」をさします。

(3) 浸水時の課題

整備事業区域は、茅ヶ崎市洪水ハザードマップによると、小出川や相模川の氾濫時を想定した場合、浸水深が2.0m以上5.0m未満になる「浸水想定区域」に該当しており、スポーツ公園の施設整備においては留意が必要です。

また、整備事業区域は標高が0から4mですが、関東大震災と同規模の地震により発生する津波の浸水予測を示した茅ヶ崎市津波ハザードマップによると、津波の浸水はないと想定される地域です。

■ 洪水ハザードマップ（相模川） ■



出典：茅ヶ崎市洪水ハザードマップ（相模川版）【平成 20 年(2008 年)】

■ 津波ハザードマップ ■



出典：茅ヶ崎市津波ハザードマップ【平成 20 年(2008 年)】

(4) 住環境への課題（小学校・周辺住宅への影響）

整備事業区域は、柳島小学校と隣接し、東側周辺の住宅地にも近距離にあることから、スポーツ公園から発生する音等に対して配慮が必要です。

【整備事業区域と柳島小学校】



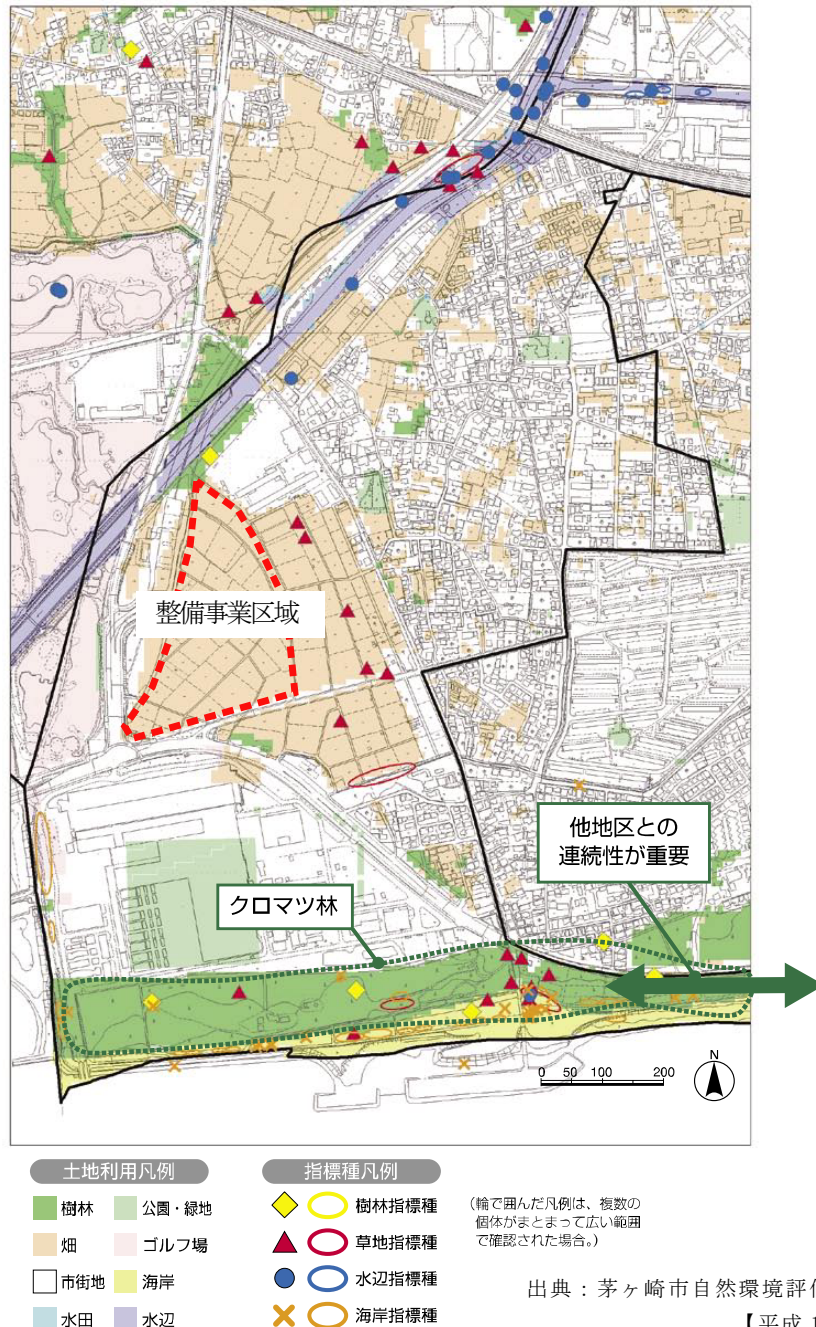
【整備事業区域と住宅地】



(5) 自然環境への課題

整備事業区域を含む地区は、茅ヶ崎市自然環境評価調査概要報告^{※1}において、7つのコアマップの対象地区^{※2}のひとつである「柳島」地区になります。このため、スポーツ公園の整備あたっては、自然環境に配慮が必要です。

■ 自然環境評価マップ（コアマップ）



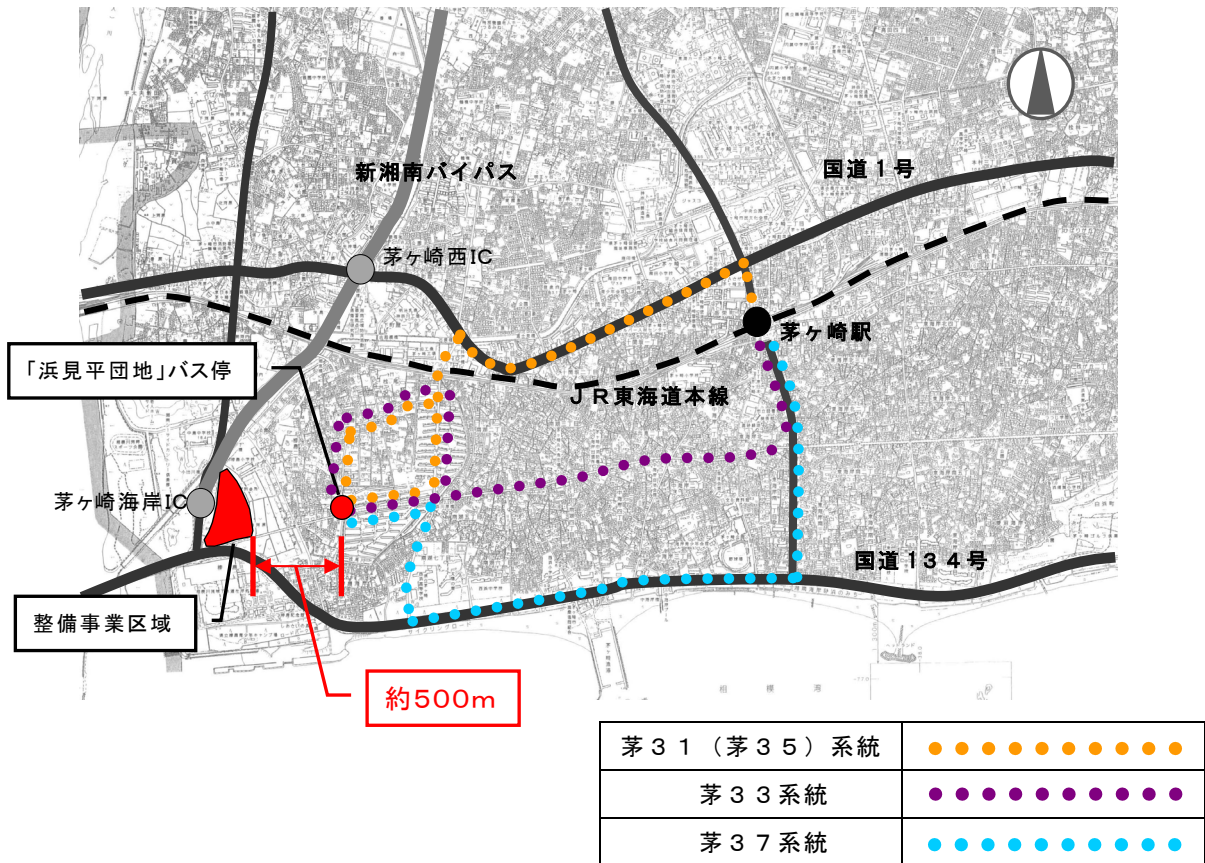
※1：茅ヶ崎の自然を適切に保全・再生する施策を実施する上での基礎資料とするため、茅ヶ崎らしい自然の状態を分かりやすく示した共通の「ものさし」として、茅ヶ崎市環境基本計画で位置付けられています。

※2：地区単位評価マップでは、市全域を76地区に分け、どの地区の重要度が高いかを評価。「コアマップ」は、地区単位評価マップで特に評価の高かった地区や市内でも特殊な自然環境を有する地区に焦点を当て、その地区をさらに詳しく表示したマップです。

(6) 公共交通上の課題

整備事業区域の東側約500mの距離にある浜見平団地と茅ヶ崎駅を連絡する路線バスのバス停「浜見平団地」までは、バスルートが整備されていますが、整備事業区域に直接アクセスできるバスルートは未整備であり、スポーツ公園の整備にあわせた公共交通の導入を検討する必要があります。

■茅ヶ崎駅と浜見平団地を結ぶ路線バス



第 3 章

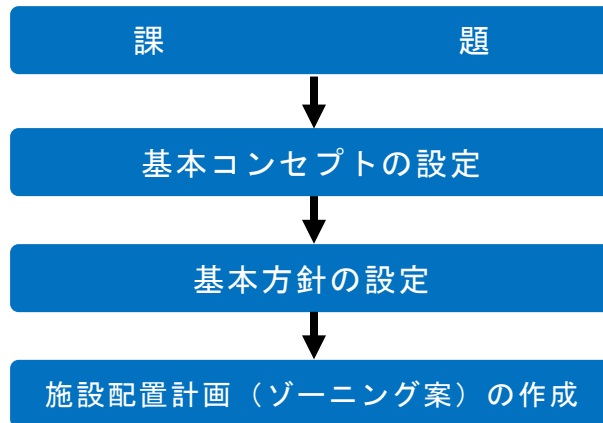
(仮称) 柳島スポーツ公園整備基本構想

第3章 (仮称) 柳島スポーツ公園整備基本構想

1 基本構想の目的

(仮称)柳島スポーツ公園の施設整備に関する基本的な考え方について取りまとめ、基本構想として策定します。

【基本構想検討フロー】



2 施設整備に向けた課題

第2章に掲げた課題と現在利用されている「相模川河畔スポーツ公園」の課題を踏まえ、新たな施設整備に向けた課題を整理します。

(1) 多様な利用者に対応した施設整備

新たな施設には、市内に市民大会等を開催できる施設が少ないため、大会施設としての活用や、多様な市民ニーズに対応した施設整備が求められています。

そこでは、市民のスポーツを通じた健康づくりを目的として、年齢や性別、スポーツ経験の有無にとらわれない、様々な利用者が気軽に利用できる場の提供に加え、魅力的なプログラムを提供することが必要です。

(2) 環境の保全・自然との共生

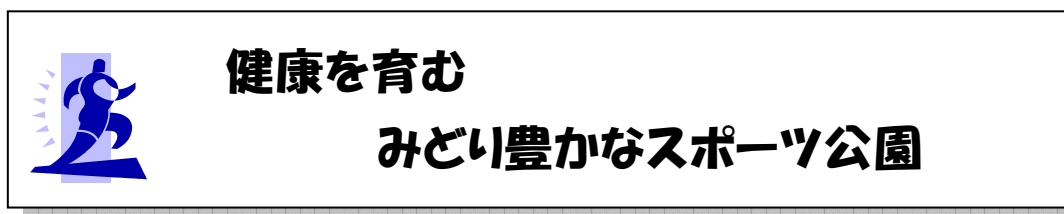
新たな施設には、「茅ヶ崎市みどりの基本計画」において、みどりの保全施策と一体となった公園整備の方向が示されており、周辺の自然環境や立地特性に配慮した取り組みが必要です。

(3) 防災機能の確保

新たな施設には、「茅ヶ崎市みどりの基本計画」における、「浜見平地区まちづくり計画に伴う防災拠点の確保・整備」との連携や「柳島地区における防災機能の確保・整備」として、(仮称)柳島スポーツ公園の整備に伴い、延焼火災から人命の安全を確保するための広域避難場所の整備や災害時における備蓄や通信機能等を有した防災上の諸機能の導入が必要です。

3 施設整備の基本コンセプト

施設整備に向けた課題を踏まえ、施設整備の基本コンセプトを次のとおり定めます。



4 施設整備の基本方針

施設整備の基本コンセプトを踏まえ、施設整備の基本方針を次のとおり定めます。

(1) 多様な利用者に対応したスポーツ公園の整備

ア 市民の利用に重点を置いた公園づくり

(ア) 市民の誰もがスポーツ・レクリエーションに親しみ、健康づくりや体力づくりのできる施設整備をめざします。

(イ) イベント活動や各種スポーツ・レクリエーション教室の企画・開催などの実施により、年齢や性別、スポーツ経験の有無にとらわれない、市民の日常的なスポーツ活動の促進が図れる施設整備をめざします。

イ 少子化社会に対応した公園づくり

子どもが安心して遊べる場所が求められており、子どもの成長段階に応じた利用ができる施設整備をめざします。

ウ バリアのない公園づくり

障害者、高齢者、子どもたちなど、誰もが快適に利用できるバリアフリーを取り入れることにより、スポーツに参加する機会を得ることができる施設整備をめざします。

エ ニーズの多様化に対応した公園づくり

市民ニーズの変化に柔軟に対応できる施設整備をめざします。



(2) 公園緑地機能を備えたスポーツ公園の整備

ア スポーツ施設と憩いの場・集いの場などを併せ持つ公園づくり

「地域コミュニティの核となる公園」の整備を行います。

地域の新たな公園緑地空間としての機能を発揮できるよう、四季の変化を楽しめる植栽やレクリエーション活動やイベントなど、市民が楽しく余暇を過ごすことができる施設整備をめざします。

イ 計画地の立地特性や周辺の自然環境に配慮した公園づくり

スポーツ機能の充実を図るとともに、立地特性を活かした緑化の保全と推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施することをめざします。

ウ 安全・安心な公園づくり

障害者、高齢者、子どもたちなど、誰もが安全・安心に利用できる施設整備をめざします。

エ 交通アクセスに対応した公園づくり

- (ア) 自動車利用に対応し、安全かつ円滑な交通処理として、自動車交通はもとより歩行者交通も含めた各種交通動線のあり方を検討し、必要に応じて周辺幹線道路や自転車・歩行者道路の整備、歩車共存道路の整備をめざします。
- (イ) 公園来園者に対応した駐車・駐輪場の対策として、日常的な利用にあわせた適正な規模の検討とともに、競技会やイベントが開催されるピーク時にも対応できる施設整備をめざします。
- (ウ) 公園へのアクセスは自動車利用だけでなく、路線バスやコミュニティバスなどの公共交通機関を含む複数の交通機能を効率的に利用できることを視野に入れた施設整備をめざします。



オ 景観・環境に配慮した公園づくり

- (ア) 公園整備や建築物等の建設においては、市の南西部の「顔（玄関口）」となる魅力的で個性的な景観に配慮した施設整備をめざします。
- (イ) 環境の保全、自然との共生など、河川や下水道と連携した水のネットワークの整備に向けた施設整備をめざします。
- (ウ) 環境負荷への軽減が求められているなか、環境保全に向けた取り組みや資源の循環を視野に入れた施設整備をめざします。

(3) 防災機能を備えたスポーツ公園の整備

ア 防災機能を導入した公園づくり

- (ア) 災害時には、「浜見平地区まちづくり計画」上の地域防災拠点や「地区防災拠点」である柳島小学校との連携など、公園の敷地やスポーツ施設等を活用し、災害時の広域避難場所としての機能を有する施設整備をめざします。
- (イ) 平常時に多目的広場等で利用している空間を、災害時には駐車場等に活用できる施設整備をめざします。

イ 耐震性の高い施設づくり

災害時には、広域避難場所としても利用可能な、耐震性の高い施設整備をめざします。

【課題から基本方針までのフロー図】

施設整備に向けた課題

多様な利用者に対応した施設整備

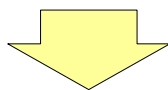
- 市民の健康増進
- スポーツ施設の構築

環境の保全・自然との共生

- みどりの保全
- 周辺の自然環境との調和

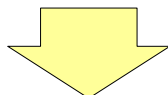
防災機能の確保

- 防災施設の整備



基本コンセプト

健康を育む みどり豊かな スポーツ公園



基本方針

- ◆多様な利用者に対応したスポーツ公園の整備
- ◆公園緑地機能を備えたスポーツ公園の整備
- ◆防災機能を備えたスポーツ公園の整備

5 スポーツ公園の施設配置

整備事業区域に隣接する農地や周辺地域の住環境と調和した一体的な土地利用を図るとともに、周辺環境に負荷の少ない造成計画や施設配置計画を検討します。

また、小出川ベルトをはじめとする自然系地域帯との連続的な緑地環境の配置や、「柳島しおさい広場」「湘南夢わくわく公園」「国道134号自転車・歩行者道（通称：湘南海岸サイクリング道路）」との利用連携が図れる土地利用をあわせて検討します。

（1）ゾーニングの基本的な考え方

（仮称）柳島スポーツ公園の施設配置の基本となるゾーニングの基本的な考え方を次のように示します。

ア 総合競技場ゾーン

陸上競技場を中心とした施設整備を行っていくゾーン。

陸上競技場の長軸を南北軸とすることが理想的な配置とされており、これを基本とした土地利用を検討します。

[施設例]

全天候型舗装400mトラック（8レーン）、サッカー場、メインスタンド、芝生スタンド、管理事務所、倉庫、防災備蓄倉庫など

イ 緑地・広場ゾーン

散歩や休息等、公園としての日常的な利用や季節の植物観賞、週末レクリエーション、イベント行事など、多様な活動の場を提供していく施設を中心に整備を行っていくゾーン。

多様なレクリエーション活動やイベント活動が行える、まとまりのある広場空間として確保します。

園内を気軽に散策できる園路や、健康増進が図れるジョギングコース等の施設を検討します。

[施設例]

緑地、園路、ジョギングコース、管理用通路、多目的広場、遊具など

ウ スポーツ・コミュニケーションゾーン

スポーツを通じた人々の交流や、健康増進を図ることができる施設を中心としたゾーン。

総合競技場ゾーンとの一体的な施設整備により、運営管理や維持管理業務の効率化が図られるとともに、多様化する市民ニーズに対応した施設を検討します。

[施設例]

テニスコート、サイクリングターミナル、グラウンドゴルフ、ターゲットバードゴルフなど

エ 駐車場ゾーン

自動車や自転車等での来園者を円滑に処理する駐車・駐輪場を中心に整備を行っていくゾーン。

自動車はもとより歩行者も含めた各種交通動線のあり方を検討した配置計画とします。

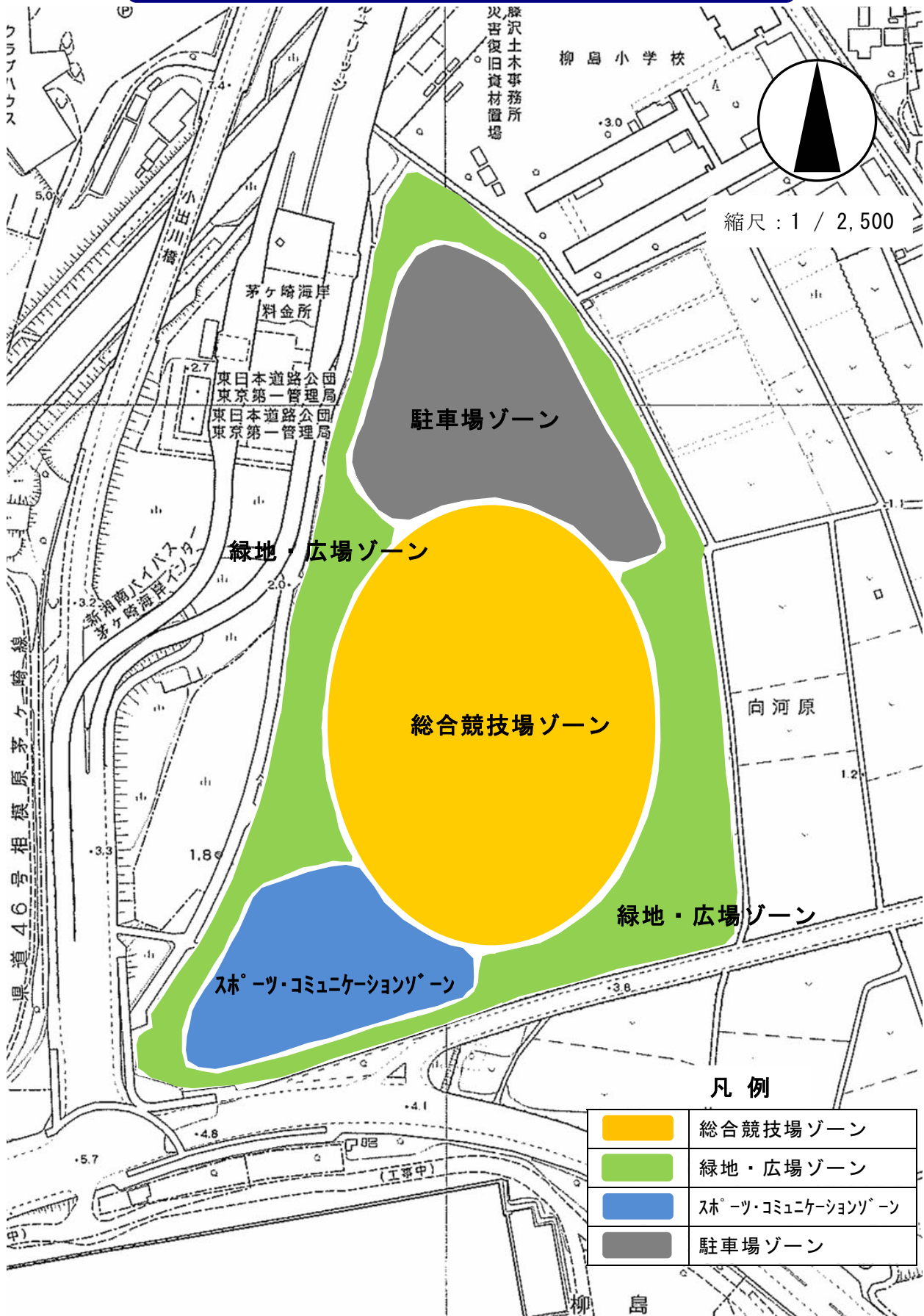
なお、スポーツ公園と向河原交差点（国道134号と柳島小和田線との交差点）間の距離が短いため、公園を利用する自動車による柳島小和田線の渋滞を防止するには、本公園内において、できるだけ滞留できる園内道路や駐車場の配置に留意します。

また、駐車場としての機能以外に多目的に活用できるような機能を検討します。





[施設例]

駐車場、駐輪場、バイク置場、臨時ヘリポートなど

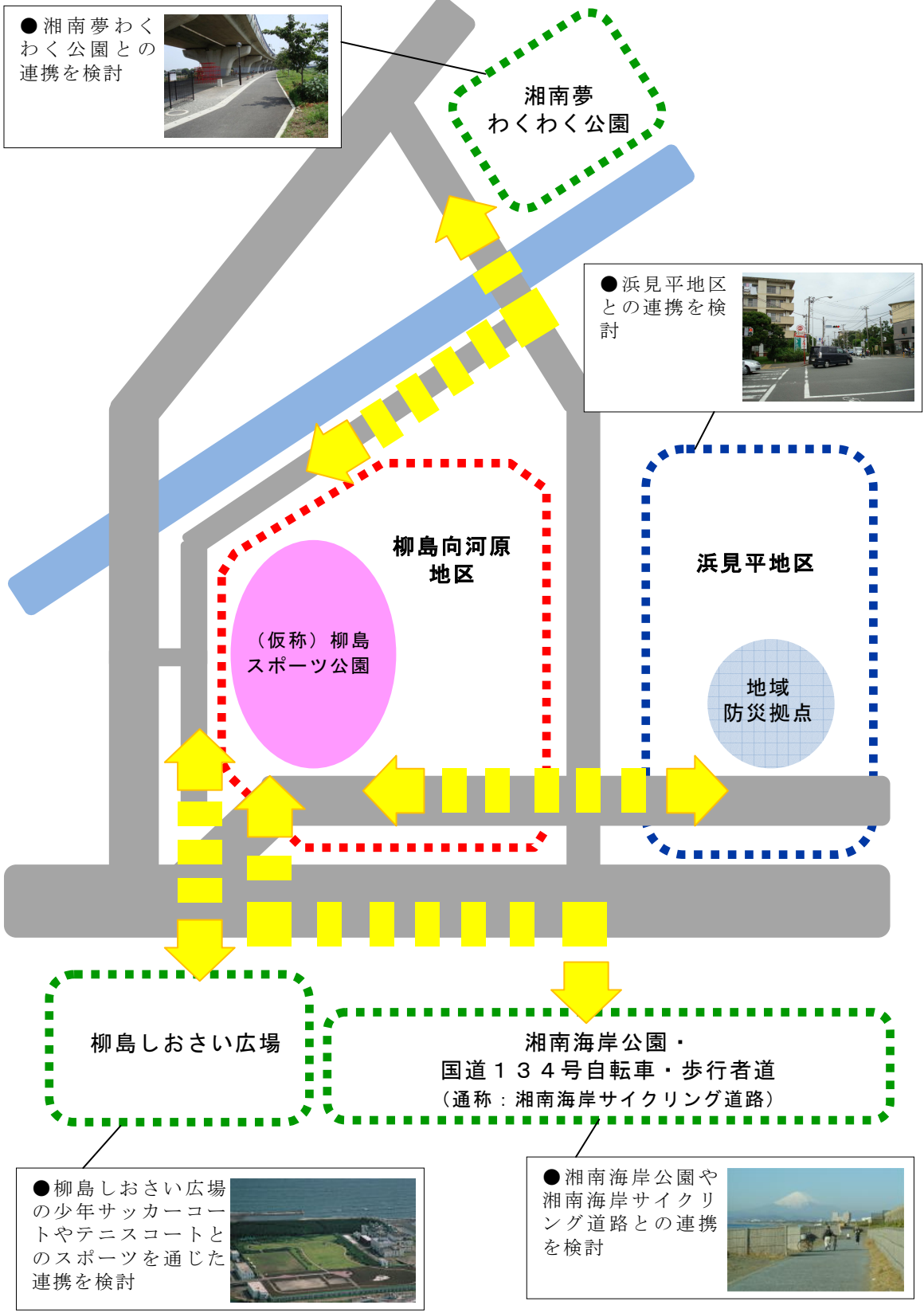
(仮称) 柳島スポーツ公園ゾーニング図



凡例

	総合競技場ゾーン
	緑地・広場ゾーン
	スポーツ・コミュニケーションゾーン
	駐車場ゾーン

周辺との連携イメージ



(2) 動線計画の基本的な考え方

(仮称) 柳島スポーツ公園への動線計画の基本的な考え方を次のように示します。

ア 自動車動線

公園へのアクセスは、来場者を速やかに園内に誘導でき、滞留することなく処理するための動線計画を考え、柳島小和田線のメイン動線とあわせて柳島通りからの動線を確保することにより、2方向からのアクセス確保をめざします。

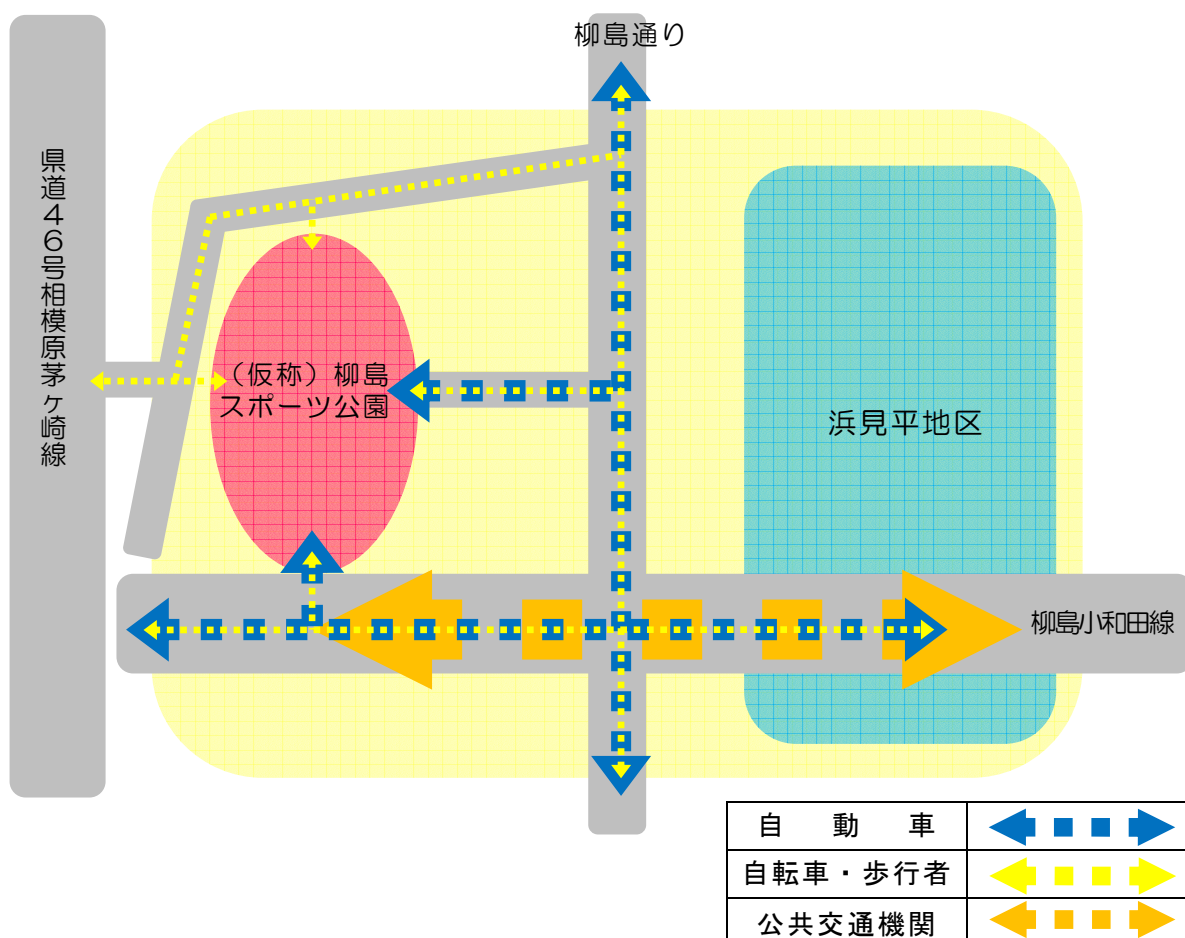
イ 自転車・歩行者動線

公園周辺の4方向からの道路利用を考えたアクセスを確保し、メイン動線となる柳島小和田線の自転車・歩行者道路の整備、歩車共存を目的とした道路の整備をめざします。

ウ 公共交通機関

自動車利用だけでなく、公共交通機関の利用を考え、浜見平団地を折り返し点とする路線バスの延伸やコミュニティバスの導入をめざします。

【動線計画のイメージ】



6 (仮称) 柳島スポーツ公園整備事業の推進に向けて

(1) 整備事業の流れ

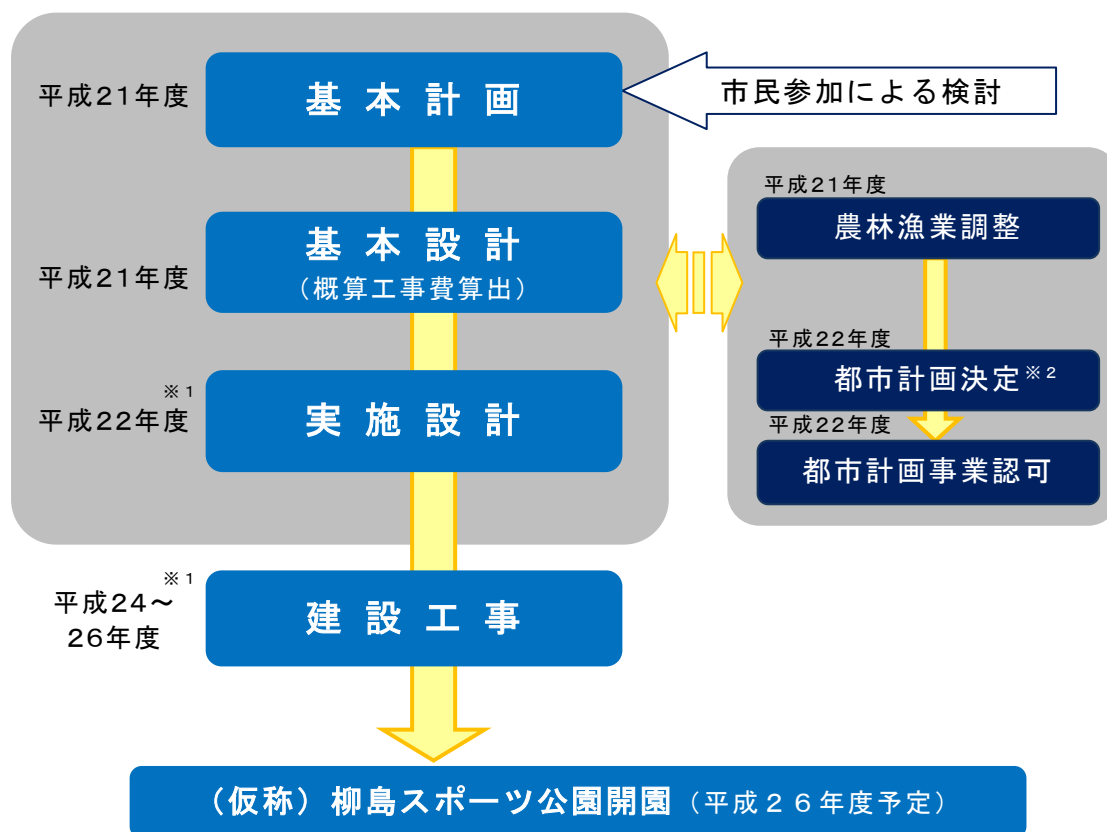
(仮称) 柳島スポーツ公園を具体化するために、事業内容・事業手法を次の手順で実施します。

ア 基本計画

本構想において定めた(仮称)柳島スポーツ公園の基本コンセプト及び基本方針に基づき、敷地の立地条件等を分析評価し、計画の方針及び導入施設の内容・規模を定めるとともに、景観、環境保全、管理運営等に基づいて、土地利用(空間構成)及び動線を定め、公園の基本的な計画を決定します。

イ 基本設計

基本計画において定めた内容に基づき、設計条件との整合性を図り、技術的及び意匠的、経済的な見地からの設計指針を明らかにし、実施設計に向けて、公園の骨格となる施設配置、諸施設の形状、基盤施設、植栽等についての概略設計を行います。



※1：実施年度については基本計画、基本設計策定後に見直す予定です。

※2：本事業は都市公園法に基づく地区公園として都市計画決定を受ける予定です。

第4章

柳島向河原地区土地利用の基本的な考え方

第4章 柳島向河原地区土地利用の基本的な考え方

(仮称)柳島スポーツ公園の基本構想を踏まえ、周辺地域を含めた魅力的な拠点づくりを行っていくために、柳島向河原地区の現況と特性を考慮した上で、将来に向けての効果的な土地利用について、土地利用基本方針を定めます。

1 地区の目標

本地区の立地特性や将来的な可能性を踏まえ、農業と健康づくりを基軸とした交流とにぎわいの場の創出や、豊かな環境と魅力ある景観を備えた空間づくりを行うため、地区の目標を次のとおり定めます。

**「農業とのふれあいと
健康を育むにぎわい交流拠点」の創造**

2 将来的な土地利用の基本的な考え方

本地区は、農業振興地域(平成18年3月に「農用地区域」からは除外)ではあるものの、その区域は、市の南西部の拠点地域として位置づけている浜見平地区の市街地に隣接し、新湘南国道茅ヶ崎海岸ICやさがみ縦貫道の整備に伴い広域交通の結節点となる地区の可能性を有しています。

また、本地区が小出川と相模川流域下水道左岸処理場に隣接していることや湘南海岸公園と近接していることを踏まえると、市民生活の利便性や快適性を考えた活用や「湘南夢わくわく公園」や「柳島しおさい広場」などとの連携、湘南海岸地域における広域連携を考慮した土地利用をめざす必要があります。

このような立地条件を効果的に生かし、多様な人々が集い、交流し、にぎわいのある「農業とのふれあいと健康を育むにぎわい交流拠点」の創造に向けて、将来的な土地利用方針を次のとおり定めます。

なお、土地利用方針を定めるにあたっての前提となる考え方は、多様な主体(地権者、関係団体、事業者、行政等)との連携、協働により、地域の魅力・活力を高め、市外からの公園利用者や観光客(箱根等へのアクセス動線上の観光客も含む)の取り込みに努めるとともに、市民の日常的な来訪機会の充実を図るものとします。

(1) スポーツ・レクリエーション、行事などを通じて交流やコミュニケーションを深めることができる土地利用

健康や各種コミュニティに対する市民の関心は高まってきており、スポーツ、レクリエーション利用を主な目的とする公園のニーズは増加しています。

このため、市民一人ひとりの健康と、活力のあるライフスタイルの実現に寄与するとともに、スポーツへの取り組みや公園の利用を通して、様々なコミュニケーションが生まれる土地利用をめざすとともに、災害時の広域避難場所としての活用も検討します。

(2) 市街地に隣接する都市農業を推進する土地利用

営農希望者の土地の集約を図りつつ、効率的かつ安定的な農業経営の実現に向けた機能の充実をめざします。

また、温室等の施設型農業や安全で安心な農産物を供給するための環境保全型農業等、立地条件を生かした都市農業を推進します。

(3) 農業を通じた様々な交流を推進する土地利用

市民が身近なレクリエーションとして収穫体験や農作業を行い、自然とのふれあいを通じた農業者等との交流を深めることにより、農地の有効利用を図るとともに、新たなコミュニティの創出を通じた豊かなライフスタイルの実現をめざします。

高齢者や障害者にも積極的に農作業の場を提供することで、心身の健康づくりや体力づくりに寄与するとともに、社会活動参画の場の提供をめざします。

また、学校教育の場として積極的に農地を活用することで、都市農業への理解と食の安全などに対する関心を高め、食農教育の推進を図ります。

(4) 農業資源を活用したにぎわいの創出と都市農業活性化の拠点としての土地利用

新湘南国道茅ヶ崎海岸 I C と国道 134 号の交通結節点であり、湘南海岸公園に隣接する好立地を生かして、地場産野菜、海産物、特産品等を販売します。

また、観光農園の併設や食と農に関する情報の発信等により、立ち寄り拠点としての魅力の向上とにぎわいのある交流の場を創出するとともに、都市農業の活性化と持続的な発展を図るための拠点づくりを行います。

(5) 周辺市街地との連携と地区内の快適な空間を創るための土地利用

柳島小和田線を快適で安全な交通空間を持つシンボル軸として整備するとともに、市の南西部の拠点である浜見平地区との連携軸の形成を図ります。これにより、市街地と公園の利用を円滑にするとともに、うるおいのある緑地・景観を形成します。

また、本地区に隣接する柳島通りについても統一感を持たせた緑地・景観の整備をめざします。



3 ゾーニングの基本的な考え方

本地区の土地利用イメージについて、「農業とのふれあいと健康を育むにぎわい交流拠点」の創造に向けての将来的な土地利用方針に従い、次の5つのゾーンに分けた検討を行います。

なお、各ゾーンの検討にあたっては、地権者及び地域住民の意向を十分尊重するとともに、ゾーン間相互のアクセスと連携に配慮するものとします。

- ◆ スポーツ公園・健康増進ゾーン
- ◆ 農業振興ゾーン
- ◆ 農業レクリエーション・コミュニティゾーン
- ◆ 農業にぎわい創出ゾーン
- ◆ 沿道環境形成ゾーン

柳島向河原地区土地利用の基本的な考え方（イメージ）

※「農業振興ゾーン」、「農業レクリエーション・コミュニティゾーン」、「農業にぎわい創出ゾーン」の区域及び内容については、今後、地権者の土地利用に関する意向を踏まえ、協議を行う中で具体的に決定していきます。

スポーツ公園・健康増進ゾーン

- ◆市民の誰もがスポーツ・レクリエーションに親しみ、健康づくりや体力づくりのできる施設整備をめざします。
- ◆イベント活動や各種スポーツ・レクリエーション教室の企画・開催などの施策の実施により、年齢や性別、スポーツ経験にとらわれない、市民の日常的なスポーツ活動の促進を図れる施設整備をめざします。
- ◆利用者が憩うための緑地空間や気軽に散歩できる園路など、誰もが自然とふれあうことのできる公園づくりをめざします。
- ◆障害者、高齢者、子どもたちなど、誰もが安全・安心に利用できる公園づくりをめざします。
- ◆広域避難場所としての機能を有する公園づくりをめざします。

農業振興ゾーン

- ◆公園と市街地に隣接する立地条件を生かし、施設型農業などによる付加価値の高い都市農業の形成を図ります。
- ◆営農希望者の土地の集約と農業基盤の整備により、農業生産性の効率を図ります。
- ◆実験的な取り組みであるフードリサイクル事業（生ゴミ堆肥を活用しての野菜の栽培）等を通じた安全で安心な農産物の供給を推進します。

農業レクリエーション・コミュニティゾーン

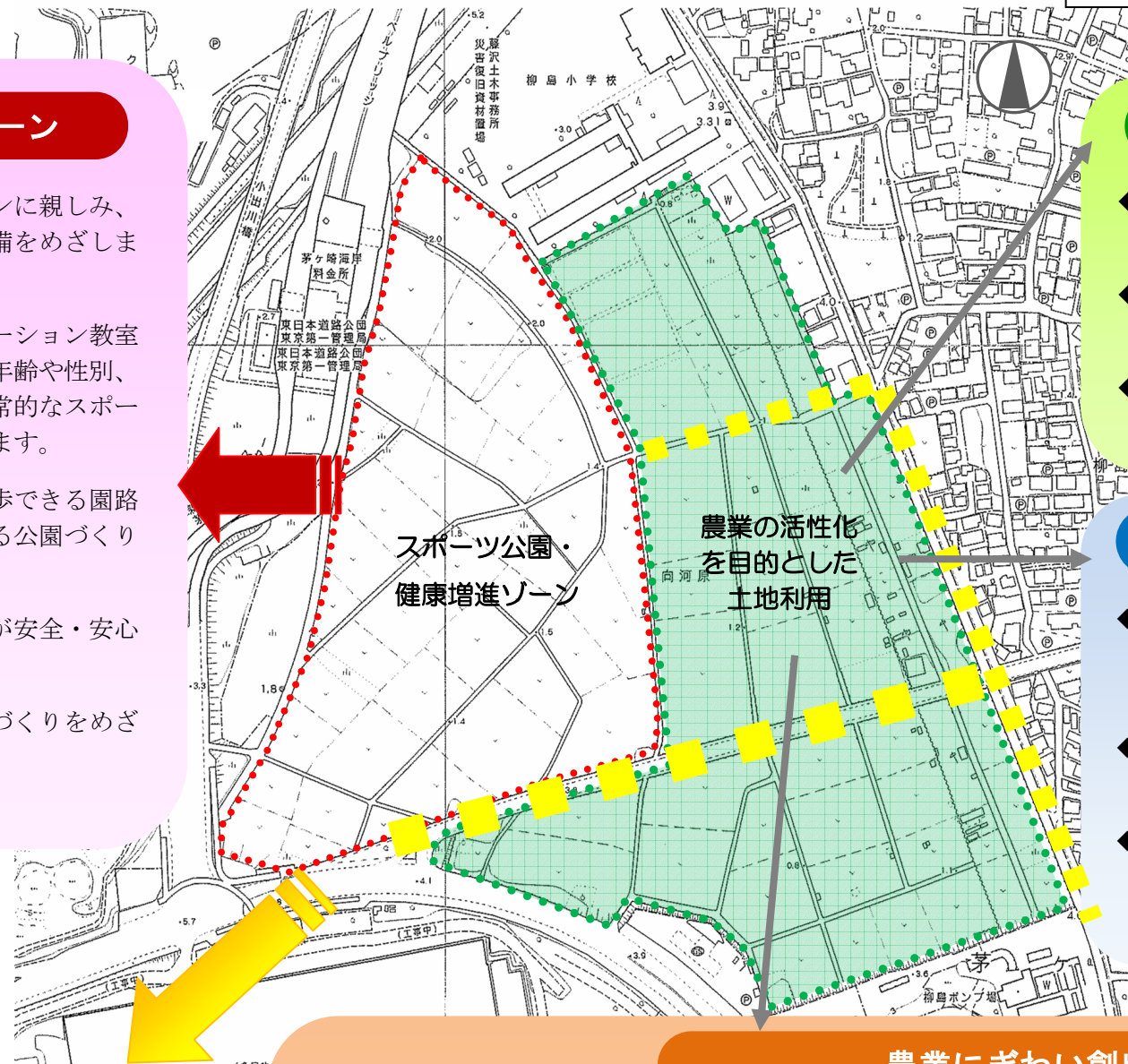
- ◆市民が農業に興味を持ち、理解を深められる場を提供することで農地の効果的な活用を通じた保全を図るとともに、都市農業の価値を高めます。
- ◆高齢者や障害者が自然に親しみ、農業体験を通じた健康づくりと生きがいを得られる場を提供します。
- ◆子どもたちが食料と農業への関わりを実感できる食農教育のフィールドを積極的に提供します。また、地域の農業振興を通じて地産地消の大切さと効果を学べる場を提供します。

農業にぎわい創出ゾーン

- ◆周辺の農業者と連携し、販路の拡大を通じた農業者の基盤の安定、生産意欲の向上を図ります。
- ◆地場産野菜の販売、特産品の販売のほか、地場産業と連携しながら集客効果を高めます。
- ◆地産地消を推進するとともに、ファーマーズマーケットを通じた食と農の結びつきによる農業振興の効果を高めるために、地元の食材を活用した飲食機能を導入します。
- ◆食と農に関する情報の発信基地として、市民に様々な情報を提供します。
- ◆都市農業の活性化を目指す拠点施設として、観光農園を併設することにより、直売と気軽な農業体験を結合させ、本市における都市農業PRの核とするとともに、都市農業の持続的な発展を図ります。
- ◆来訪者が気軽に訪れることができる施設とするために、路線バスの導入（折り返し点の設置等）により、利便性の向上を図ります。
- ◆農業レクリエーション・コミュニティゾーンや農業にぎわい創出ゾーンに訪れる人のための駐車場を確保します。

沿道環境形成ゾーン

- ◆幹線道路での自転車・歩行者道路や、歩車共存道路などを整備し、安全で快適な環境を確保するとともに、近隣市街地との連携軸を強化し、一体的なまちづくりを推進します。
- ◆うるおいのある緑の景観を形成し、良好な道路空間の創出をめざします。
- ◆ゾーン間の連携が図れる道路空間の創出をめざします。



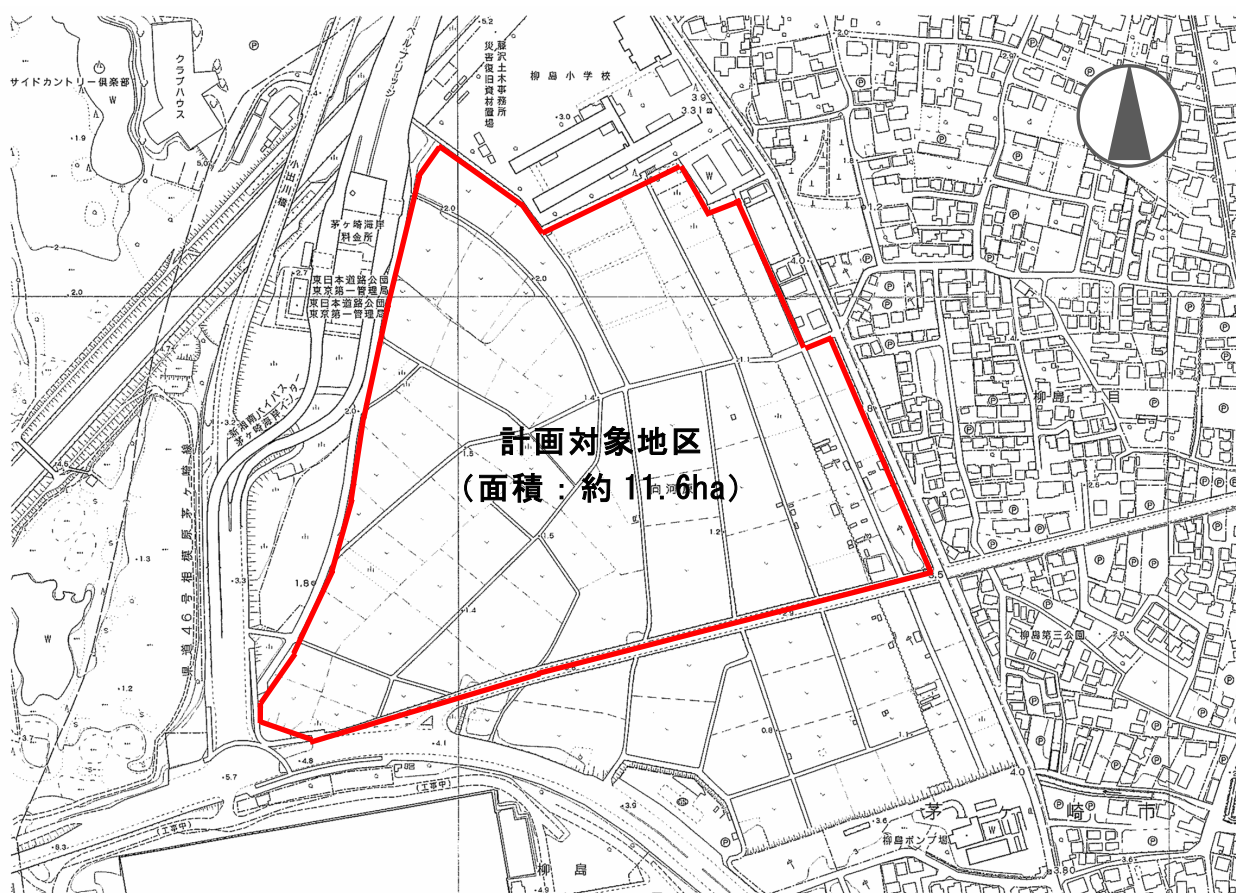
資料

1 整備事業区域設定

(1) 計画対象地区の概要

ア 計画対象地区

(仮称)柳島スポーツ公園の計画対象地区として、市内全域の中から「柳島向河原地区」の区域約 11.6ha を選定しました。



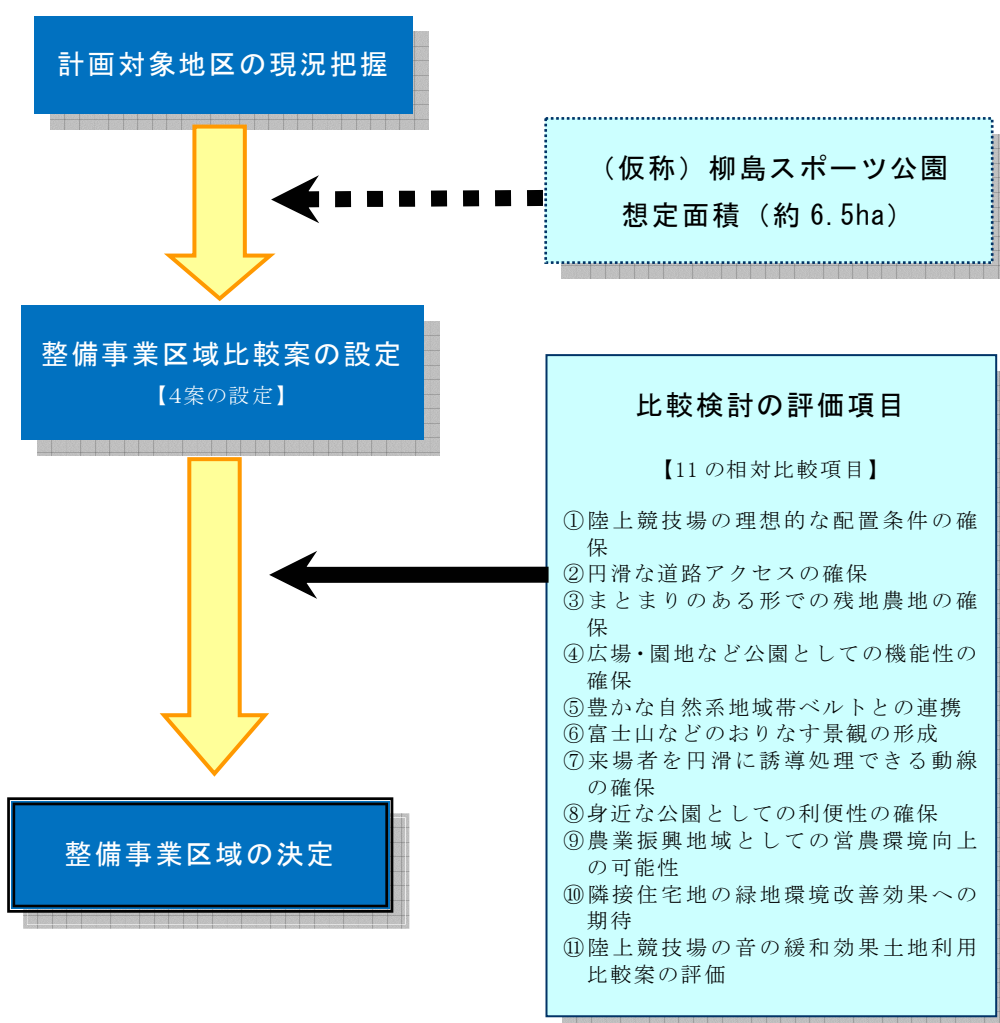
(2) 整備事業区域案の比較検討

ア 比較検討の基本的考え方

(仮称)柳島スポーツ公園の整備事業区域決定に向け、計画対象地区内で想定される土地利用の基本パターンを比較検討案として複数作成し、土地利用の基本的な方向について検討を行いました。最終的な整備事業区域については、柳島向河原地区の将来的な土地利用についても留意した上で決定しました。そのプロセスを表したものが次のフロー図です。

また、比較案検討におけるスポーツ公園の各施設の規模については次のように設定しました。比較案検討図面の図中に表記される図は、設定した各施設のおおむねの施設規模及び位置を示したものです。形状や位置等の詳細については次のステップ(基本計画)で検討していくものとします。

【(仮称)柳島スポーツ公園整備事業区域検討フロー】



【(仮称)柳島スポーツ公園想定面積】

◆想定面積：約6.5ha

- ◆陸上競技場：約2.5ha
400mトラック、メインスタンド、芝生スタンド
- ◆駐車場・駐輪場：約0.9ha
- ◆その他：約3.1ha
多目的広場、ジョギングコース、園路、区域内道路など

イ 比較案の設定

整備事業区域は、スポーツ公園の中核施設となる陸上競技場の配置の可能性を基本とし、11項目の相対比較項目について、調査・検討及び評価を行い、A案、B案、C案及びD案の4案から選定しました。

◆A案

計画対象地区の「東側」に整備事業区域を設定する案

◆B案

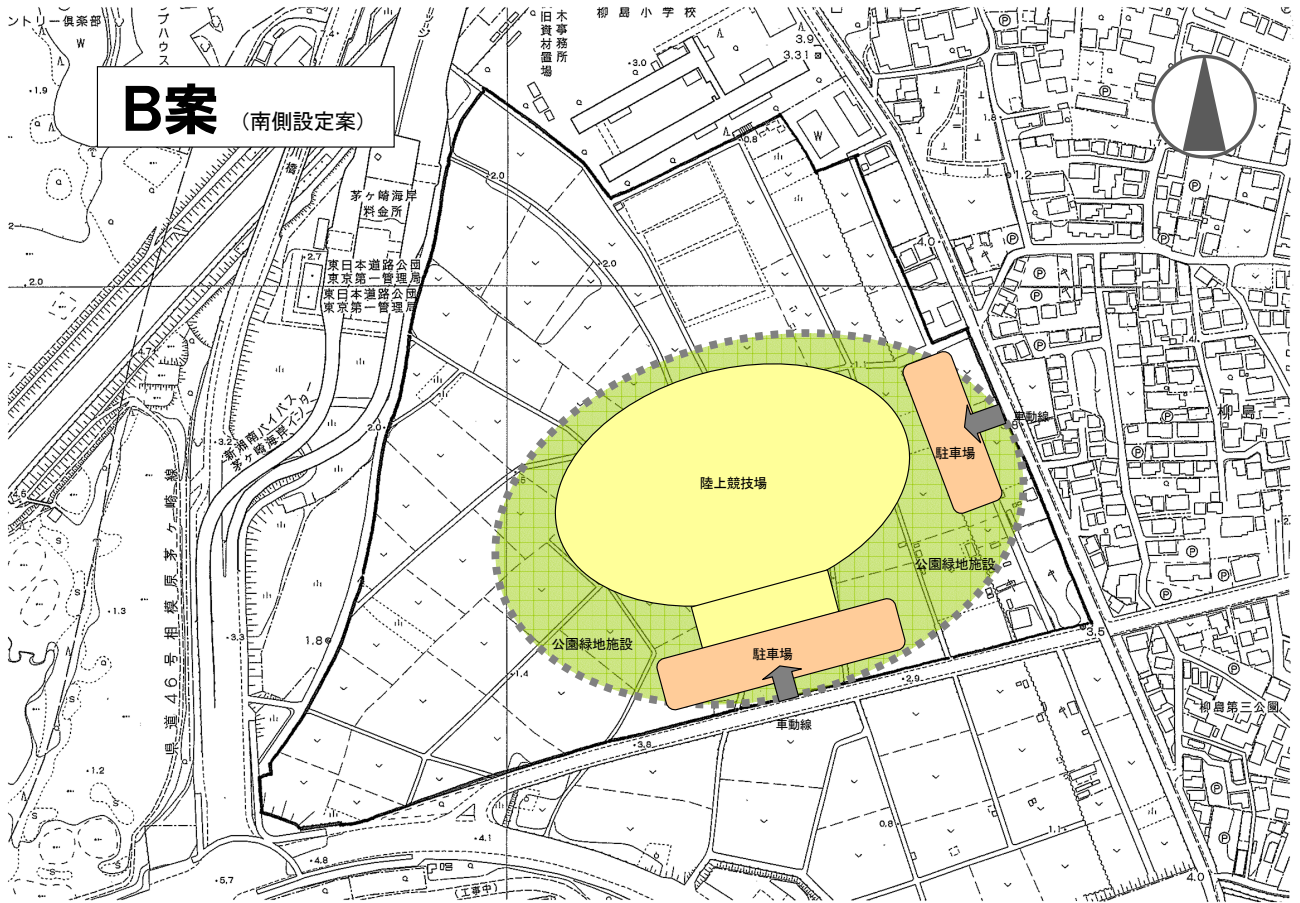
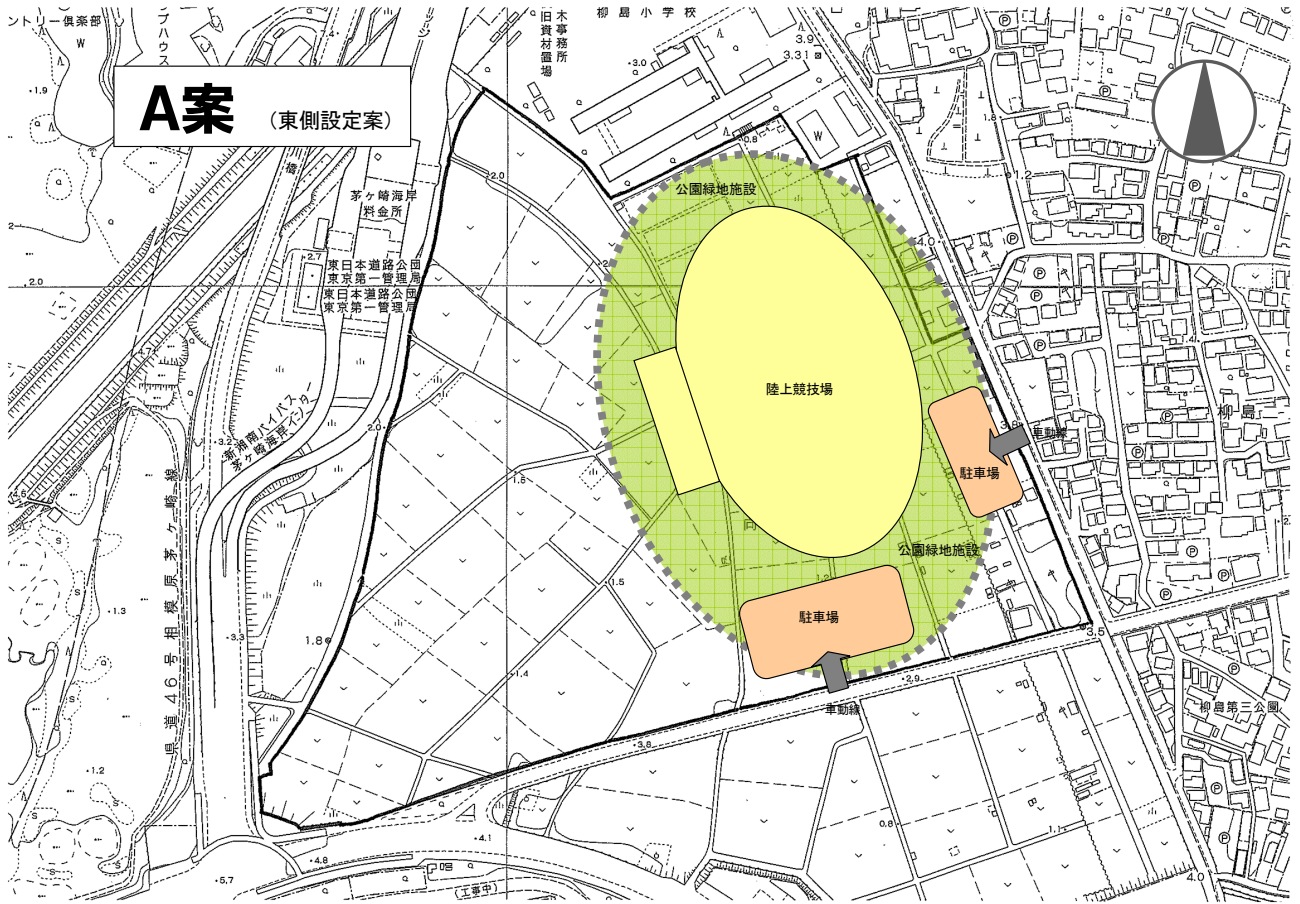
計画対象地区の「南側」に整備事業区域を設定する案

◆C案

計画対象地区の「南東角地」に整備事業区域を設定する案

◆D案

計画対象地区の「西側」に整備事業区域を設定する案



ウ 比較検討の留意点

整備事業区域の比較検討にあたり、11項目の相対比較項目について留意し検討を行いました。

(ア) 陸上競技場の理想的な配置状況の確保

陸上競技場について、どのような配置が公園内で望ましいかを検討する必要があります。

「屋外体育施設の建設指針（平成17年改訂版）」（財団法人日本体育施設発行）では『競技場の長軸を南北方向にとることを原則として、競技者が太陽光線による悪影響を受けないよう考慮する』と規定されています。

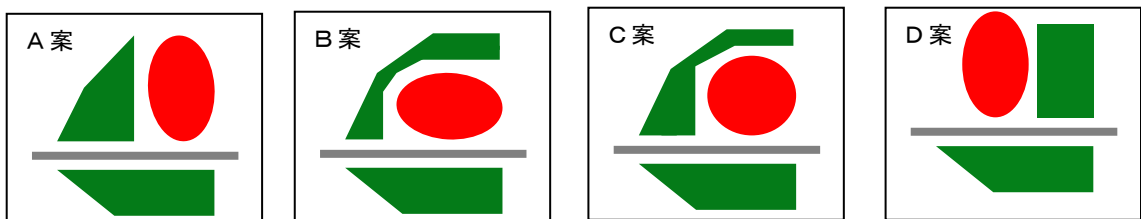
(イ) 円滑な道路アクセスの確保

スポーツ公園へのアクセスや駐車場整備など、交通環境や道路整備に留意する必要があります。



(ウ) まとまりのある形での残地農地の確保

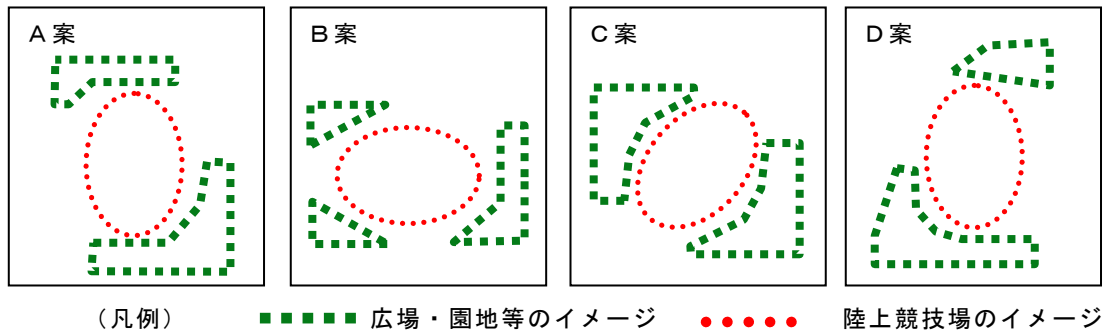
対象地区約11.6ヘクタールにおける残地の形状や、市道0121号線（柳島小和田線、鉄砲通）以南の農地との連携に留意する必要があります。



(凡例) 残地農地のイメージ 公園のイメージ 市道0121号線

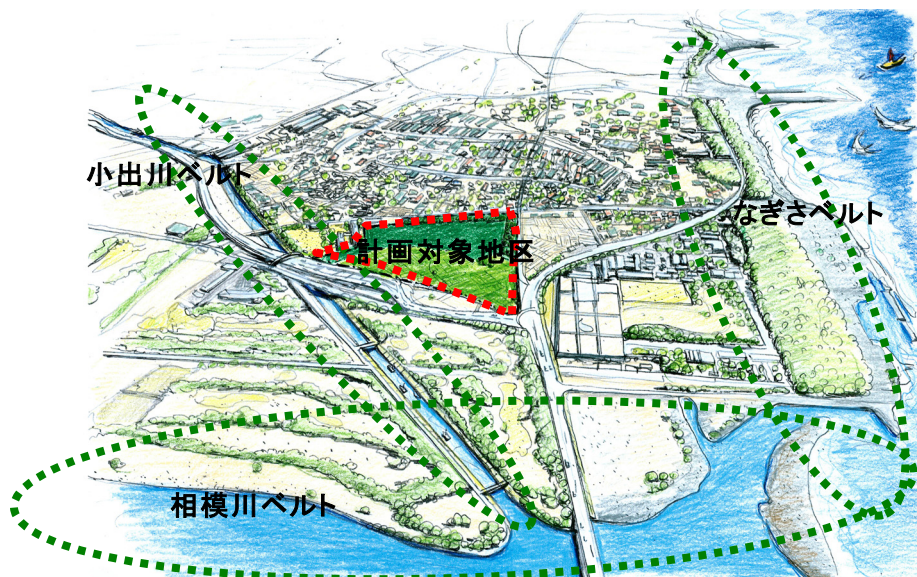
(エ) 広場・園地などの公園における機能性

公園内における陸上競技場施設以外の空間で、広場や園地にどのような充当が可能かについて留意する必要があります。



(オ) 豊かな自然系地域帯ベルトとの連携

市の自然環境の骨格を構成する自然系地域帯ベルト（なぎさベルト、相模川ベルト、小出川ベルト）を考慮し、特に隣接する小出川ベルトとの連続性に留意する必要があります。



(カ) 富士山などの眺望景観の形成

計画地周辺からは、天気の良い日には富士山や丹沢山系の山並みなどが見られる場所でもあり、公園整備に際してはこれら地域の景観形成に留意する必要があります。

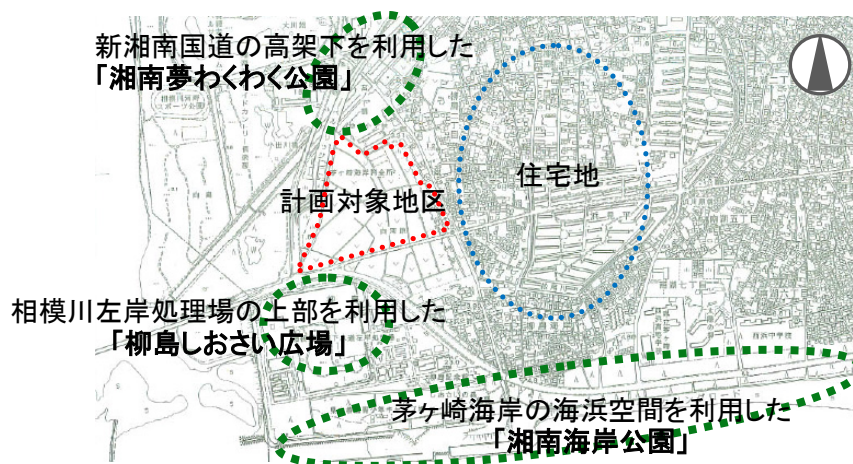


(キ) 来場者の陸上競技場への円滑な誘導

公園内における競技者や観覧者などの来場者に対する、陸上競技場への誘導について留意する必要があります。

(ク) 身近な公園としての利便性確保

公園の隣接による住宅地への緑地効果や、近在の「湘南海岸公園」「柳島しおさい広場」「湘南夢わくわく公園」等との利用連携について留意する必要があります。



(ケ) 農業振興地域としての営農環境の維持

農業振興地域に位置付けられており、残存農地のまとまりと営農条件の確保、残存農地の将来性について留意する必要があります。



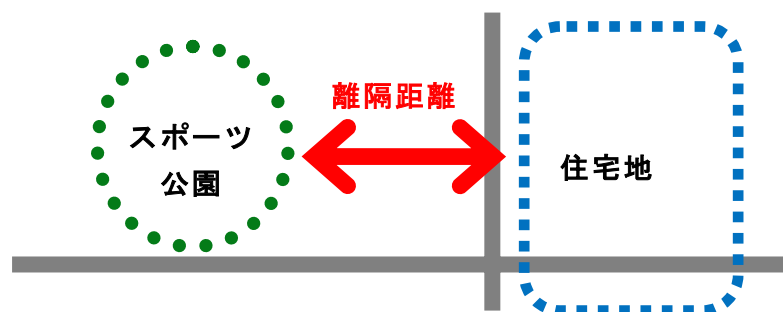
(コ) 隣接住宅地の緑地環境改善効果への期待

公園が隣接することによる住宅地への緑地効果や緑地環境について留意する必要があります。



(サ) 陸上競技場利用の際に生じる音の影響

陸上競技場から生じるアナウンス音などが、公園周辺の住宅地に与える影響について留意する必要があります。



エ 比較検討の評価項目

整備事業区域の比較検討に際しては、スポーツ公園整備に際し留意すべき総合的な視点から評価を行いました。各評価項目の詳細は次のとおりです。

【基本的評価項目】

① 陸上競技場の理想的な配置条件の確保

陸上競技場の長軸が南北、メインスタンドが西側配置となる理想的な配置条件を考慮し評価軸とします。

② 円滑な道路アクセスの確保

計画地周辺の市道0121号線（柳島小和田線、鉄砲道）及び柳島通りなどとの接道条件や道路2面以上に接するのが望ましいことを考慮し評価軸とします。

③ まとまりのある形での残地農地の確保

残地農地の形状が営農上利用しやすくまとまった形で確保でき、南側農地との一体的利用も図りやすいことを考慮し評価軸とします。

④ 広場・園地など公園としての機能性の確保

広場・園地など公園としての機能性やまとまりのある空間を確保できるか否かを考慮し評価軸とします。

⑤ 豊かな自然系地域帯ベルトとの連携

自然系地域帯ベルトの小出川ベルトに隣接し、小出川河畔の自然環境形成との連携の可能性がある立地を考慮し評価軸とします。

⑥ 富士山などのおりなす景観の形成

住宅地側からの富士山などの景観や公園整備による緑地環境創出も良好な景観要素として考慮し評価軸とします。

【関連評価項目】

⑦ 来場者を円滑に誘導処理できる動線の確保

来場者を速やかにスタンドへ誘導でき、かつ複数の出入口から分散可能なことを考慮し評価軸とします。

⑧ 身近な公園としての利便性の確保

身近な公園として日常的にも利用しやすく、かつ近在の公園との利用連携が図りやすい位置にあることを考慮し評価軸とします。

⑨ 農業振興地域としての営農環境向上の可能性

残地農地が市街地に接した形で残されることが農業と市民との交流など農業振興に利点があることを考慮し評価軸とします。

⑩ 隣接住宅地の緑地環境改善効果への期待

公園整備が行われる場合に、公園緑地や残地農地のみどり空間によって期待される隣接住宅地への緑地環境効果を発揮することを考慮し評価軸とします。

⑪ 陸上競技場の音の緩和効果

住宅地から離れるほど音の緩和効果が期待されることやメインスタンドの向きも考慮し評価軸とします。

オ 比較案の評価検討

整備事業区域比較案について、検討を行った結果は、次のとおりです。

**整備事業区域は、
「D案（西側設定案）」が、最適と判断する**

評価の結果、D案は、◎評価が11項目中8項目と最も多く、総合的に最高得点となりました。低い評価の項目は、「②円滑な道路アクセスの確保」「⑦来場者を円滑に誘導処理できる歩行者動線の確保」及び「⑩隣接住宅地への緑地環境改善効果の期待」であり、今後これらのことを踏まえ、事業推進を図る必要があります。

【整備事業区域比較案の評価総括表】

評価項目	A案 東側配置 案	B案 南側配置 案	C案 角地配置 案	D案 西側配置 案
■ 基本的評価項目				
① 陸上競技場の理想的な配置条件の確保	◎ (5)	○ (2)	○ (3)	◎ (5)
② 円滑な道路アクセスの確保	◎ (5)	◎ (5)	◎ (5)	○ (3)
③ まとまりのある形での残地農地の確保	○ (3)	○ (2)	○ (3)	◎ (5)
④ 広場・園地など公園としての機能性の確保	◎ (5)	○ (3)	◎ (5)	◎ (5)
⑤ 小出川ベルトの豊かな自然環境形成との連携	○ (3)	○ (2)	○ (2)	◎ (5)
⑥ 富士山の眺望など景観の形成	○ (3)	◎ (4)	○ (3)	◎ (5)
■ 関連評価項目				
⑦ 来場者を円滑に誘導処理できる歩行者動線の確保	◎ (4)	◎ (5)	◎ (4)	○ (3)
⑧ 身近な公園としての利便性の確保	◎ (5)	◎ (4)	◎ (4)	◎ (4)
⑨ 農業振興地域としての営農環境向上の可能性	○ (3)	△ (1)	○ (3)	◎ (5)
⑩ 隣接住宅地への緑地環境改善効果の期待	◎ (5)	◎ (4)	◎ (4)	○ (2)
⑪ 競技場の騒音緩和効果	△ (1)	○ (2)	△ (1)	◎ (5)
■ 総合評価	4 2	3 4	3 7	4 7

評価のポイント設定は5段階評価とし、◎は5または4点、○は3または2点、△は1または0点としました。各評価は評価項目ごとの「相対評価」とし、各項目内で一番すぐれている案を◎5点とし、4案の評価を行いました。

【評価項目別内訳】

① 陸上競技場の理想的な配置条件の確保

- ・長軸が南北軸でスタンドが西側配置のものを評価しました。

- ・ A 案と D 案は理想的な配置が可能であることから◎ 5 点
- ・ C 案は理想型にやや近いことから○ 3 点
- ・ B 案は長軸が東西軸となることから△ 1 点

② 円滑な道路アクセスの確保

- ・幹線道路（柳島小和田線＋柳島通り）に2面接道することを評価しました。

- ・ A 案、B 案、C 案は2面接道であることから◎ 5 点
- ・ D 案は西側道路との接道がなされているが幅員が約 4 m であることから○ 3 点

③ まとまりのある形での残地農地の確保

- ・対象地区内の残地農地の形状が営農上利用しやすいまとまった形を評価しました。
- ・残地農地が柳島向河原地区南側の農地と一体的利用しやすい形状のものを評価しました。

- ・ D 案が両評価を満たすことから◎ 5 点
- ・ A 案と C 案はまとまりのある形状だが、南側農地との一体性にやや欠けることから○ 3 点

④ 広場・園地など公園としての機能性の確保

- ・園地広場としてある程度まとまりのある空間が確保できるものを評価しました。
- ・将来的な機能拡張に対応可能なことも評価に含めました。

- ・ A 案、C 案、D 案は確保可能なことから◎ 5 点
- ・ B 案はまとまった空間がやや確保しづらい配置が考えられることから○ 3 点

⑤ 小出川ベルトの豊かな自然環境形成との連携

- ・小出川に近接し小出川の自然環境形成との連携の可能性があるものを評価しました。

- ・ D 案が小出川に最も隣接することから◎ 5 点
- ・ A 案は小出川に隣接しないが北側で一部接することが可能なことから○ 3 点
- ・ B 案と C 案は小出川から離れた位置に立地することから○ 2 点

⑥ 富士山の眺望など景観の形成

- ・隣接住宅地側（柳島通り）からの富士山の眺望確保に支障が生じないことを評価しました。
- ・市街地（住宅地）側に接する公園の緑地環境も良好な景観形成の要素として評価しました。

- ・ D案が道路施設などと一体となり対象地区の西側に配置となるので景観確保の可能性が高いことから◎5点
- ・ B案はスタンドが道路に併行し南側配置で阻害する可能性が少ないことから◎4点
- ・ A案、C案は富士山の眺望を確保しにくい可能性があるが緑地環境の効果が期待されるこ

⑦ 来場者を円滑に誘導できる歩行者動線の確保

- ・ 駐車場からの移動距離が少なくスタンドへ人を容易に誘導できることを評価しました。
- ・ スタンドへ複数の駐車場から分散し誘導できることを評価しました。（来場者の分散誘導）

- ・ B案がスタンド前に駐車場を確保でき、また分散処理可能なことから◎5点、
- ・ A案とC案も分散処理可能だが、B案に比べ移動距離が長いことから◎4点
- ・ D案は想定する駐車場が1箇所であることから○3点

⑧ 身近な公園としての利便性の確保

- ・ 住宅地側に隣接し、さらに憩いの場となる園地空間も確保可能なものを評価しました。
- ・ 公園が近在の他の公園との利用連携が図りやすい位置にあるものも評価しました。

- ・ A案が住宅地に広範囲に接することから◎5点
- ・ B案とC案は住宅地側に隣接する位置となることから◎4点
- ・ D案は小出川沿いの公園など近在の公園との利用連携が可能なことから◎4点

⑨ 農業振興地域としての営農環境向上の可能性

- ・ 農地が市街地に隣接した形で残されることにより、現状の営農環境が維持され、また市民と農業との交流といった営農環境向上の可能性について評価しました。

- ・ D案が市街地側に農地を残せることから◎5点
- ・ A案とC案は残地農地が西側となるが、まとまった形状の農地であり将来的な営農環境向上の可能性もあることから○2点
- ・ B案は残地農地が西側で、形状もまとまりに欠けることから△1点

⑩ 隣接住宅地の緑地環境改善効果への期待

- ・住宅地に隣接した位置で公園整備が行われる場合、柳島通りと一体的な整備も可能であり隣接住宅地への緑地環境改善についての波及効果が期待できることから、住宅地に隣接して公園が立地することを評価しました。
- ・農地は都市のみどり環境としても評価されることから、残地農地が隣接する住宅地の良好な環境改善に効果を発揮することを評価として考慮しました。

- ・ A案は住宅地に隣接しており柳島通りを含め将来的に緑地環境改善効果が期待可能なことから◎5点
- ・ B案とC案も住宅地に一部隣接しており将来的に緑地環境改善効果が期待可能なことから◎4点
- ・ D案は住宅地に隣接しないため直接的な効果は期待できないが、残地農地の環境を整序することにより隣接する住宅地の環境改善への波及効果を期待することは可能なことから○2点

⑪ 競技場の騒音緩和効果

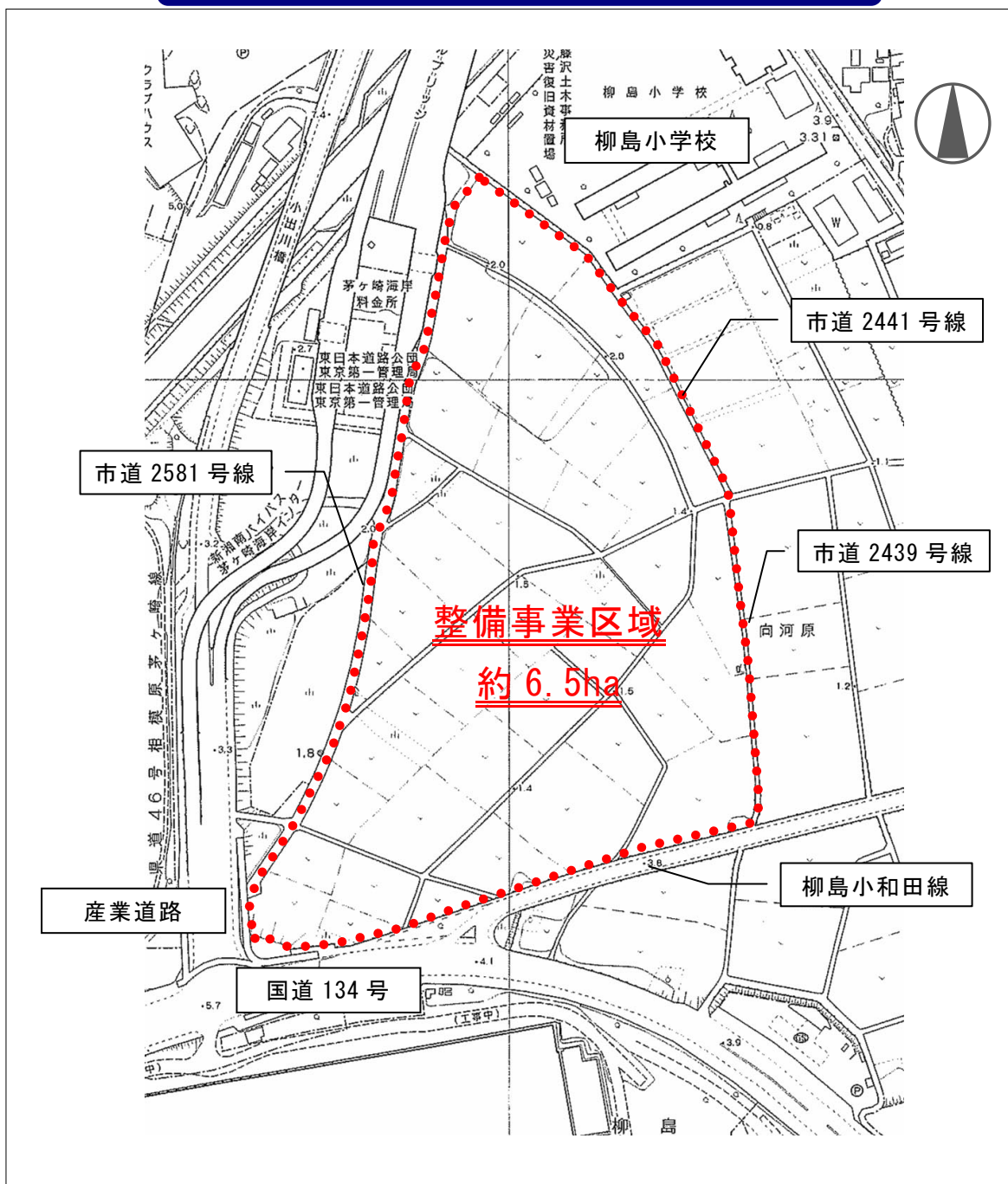
- ・住宅地から離れるほど音の緩和効果が得られる可能性があることから住宅地との距離を評価しました。
- ・スタンドの向きが市街地に向いていない方が音の緩和効果が得られる可能性があることからそれを評価しました。

- ・ D案が住宅地から最も離れていることから◎5点
- ・ B案は住宅地に近いがスタンドが北側を向きの音を多少緩和できる効果が期待できることから○2点
- ・ A案とC案は住宅地に近くスタンドも住宅地側を向いていることから△1点

(3) 整備事業区域の設定

(仮称) 柳島スポーツ公園の整備事業区域については、D案を基に、柳島小学校、市道 2441 号線、市道 2439 号線、市道 0121 号線（柳島小和田線、鉄砲通）、国道 134 号、県道 46 号相模原茅ヶ崎線（産業道路）及び市道 2581 号線に囲まれた区域を設定します。

(仮称) 柳島スポーツ公園整備事業区域



2 統計資料

(1) 大字別面積

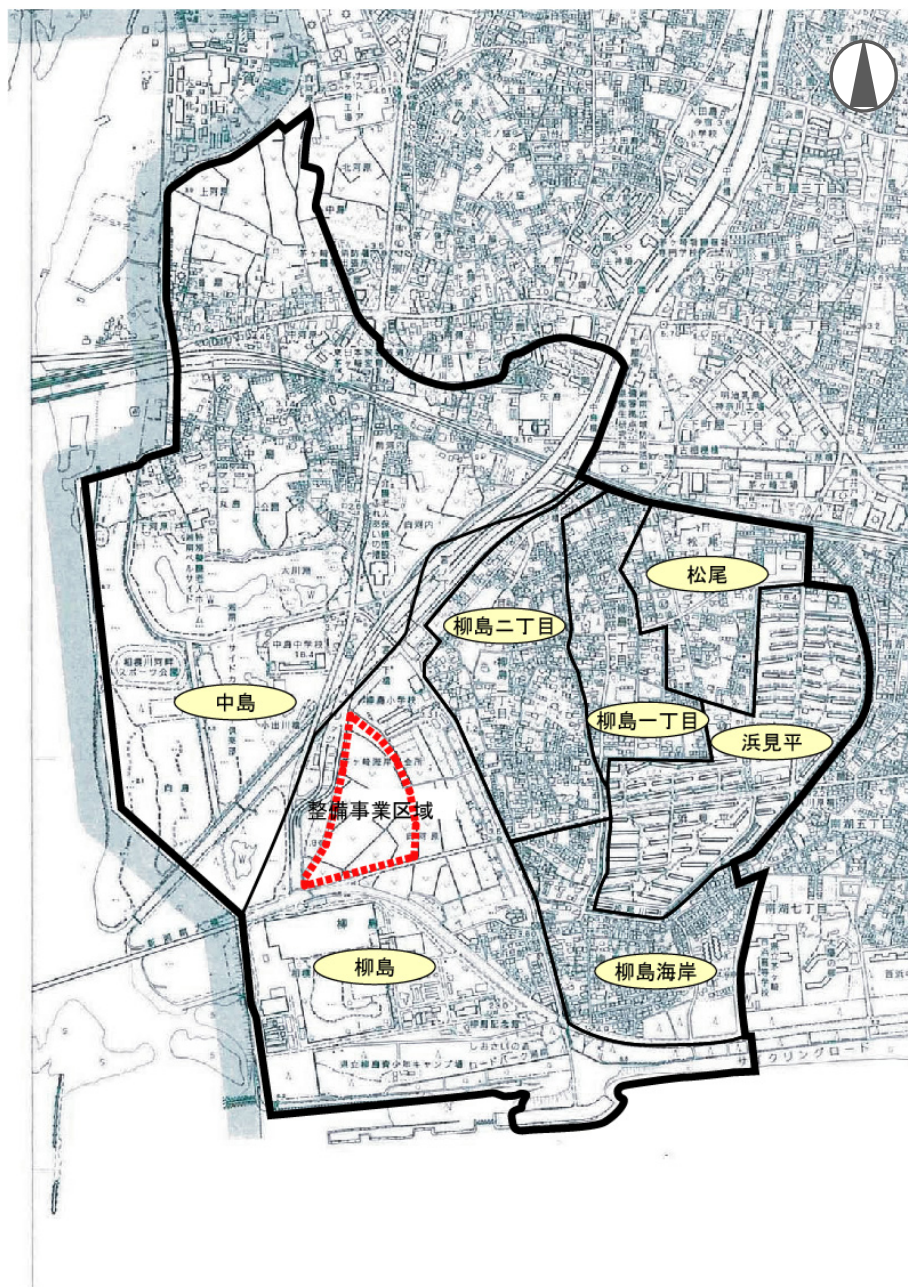
大字別の面積は、次のとおりです。

■大字別面積（平成 20 年 12 月 31 日現在 単位 k m²）

大字別 面積	茅ヶ崎市	柳島地区 (計)	中島	松尾	柳島	柳島一丁目	柳島二丁目	柳島海岸	浜見平
	35.760	2.872	1.130	0.174	0.751	0.140	0.220	0.191	0.266

出典：統計年報（平成 20 年版）

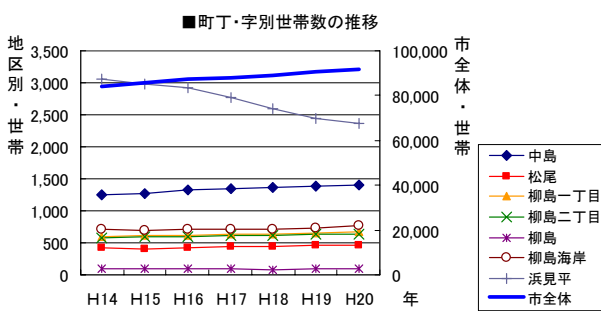
■町丁区域図



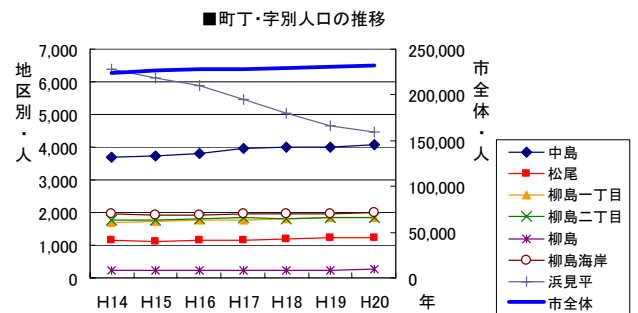
(2) 世帯・人口

市全体の世帯数と人口は、人口流入や高齢単身世帯の増加などにより増加傾向にあります。計画対象地区を要する地区（中島、柳島、柳島一丁目、柳島二丁目、柳島海岸、松尾、浜見平）をみると、中島では若干の増加傾向が見受けられますが、浜見平では減少傾向となっており、その他の町丁区域では、ほぼ横ばいとなっています。

年齢別人口をみると、市全体で30～44歳、55～59歳の占める割合が高くなっていますが、浜見平では65歳～74歳の占める割合が高くなっています。その他の町丁区域では、概ね市全体と同様の傾向が見受けられます。



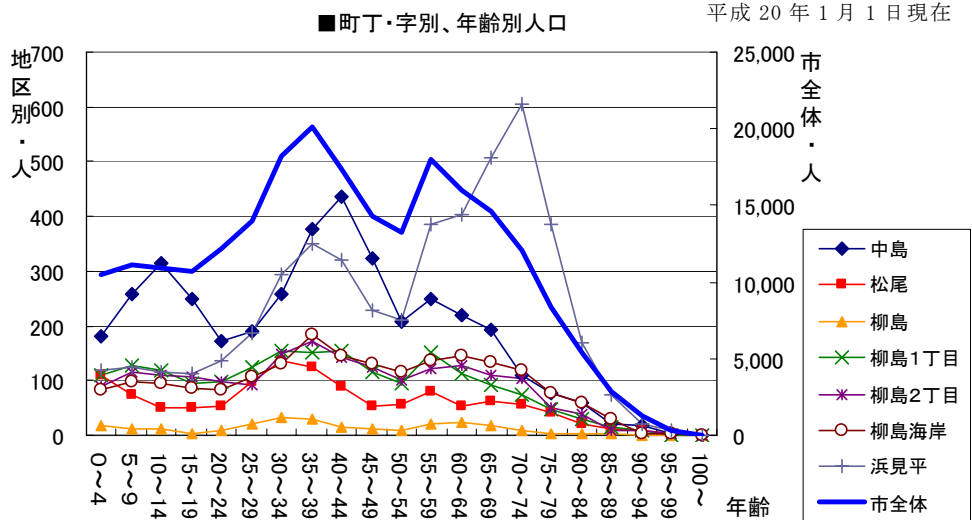
出典：統計年報（平成19年版）



出典：統計年報（平成19年版）

(各年10月1日現在)

区分	平成14年		平成15年		平成16年		平成17年		平成18年		平成19年		平成20年	
	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口
中島	1,258	3,687	1,275	3,718	1,319	3,804	1,337	3,966	1,368	4,015	1,381	4,009	1,411	4,062
松尾	424	1,144	412	1,119	421	1,141	434	1,163	440	1,193	462	1,237	459	1,218
柳島一丁目	589	1,708	609	1,733	622	1,760	626	1,781	634	1,804	659	1,853	667	1,841
柳島二丁目	581	1,755	602	1,784	601	1,801	618	1,828	615	1,791	627	1,831	643	1,852
柳島	88	220	92	235	92	234	88	237	85	237	91	240	104	266
柳島海岸	713	1,955	699	1,905	705	1,919	714	1,946	720	1,963	737	1,956	762	2,003
浜見平	3,062	6,374	2,985	6,117	2,920	5,897	2,764	5,468	2,594	5,033	2,445	4,670	2,371	4,460
柳島地区(計)	6,715	16,843	6,674	16,611	6,680	16,556	6,581	16,389	6,456	16,036	6,402	15,796	6,417	15,702
市全体	84,161	224,469	85,737	226,106	87,273	227,659	87,992	228,420	89,240	228,879	90,732	230,565	91,984	232,237



出典：統計年報（平成19年版）

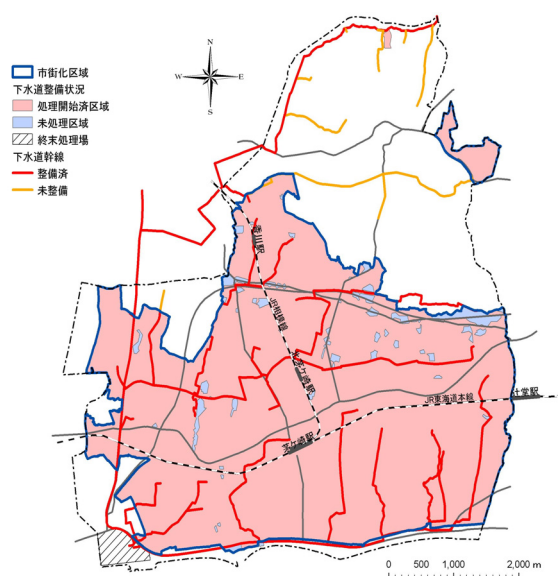
3 インフラの状況

(1) 下水道の整備状況

市内全体の下水道整備状況は下図のとおりで、整備済面積は、2,141.19ha、整備率は96.74%です。

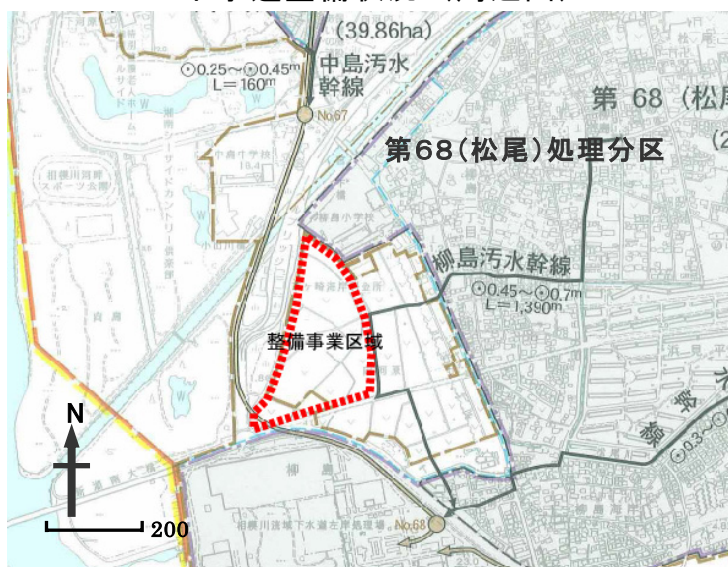
また、整備事業区域は、第68(松尾)処理分区に隣接しているが、公共下水道の計画対象地区内ではないため、接続にあたっては、関係機関等との協議が必要となります。

■ 下水道整備状況 (全体図)



出典：平成19年度茅ヶ崎市都市計画基礎調査解析業務報告書

■ 下水道整備状況 (周辺図)

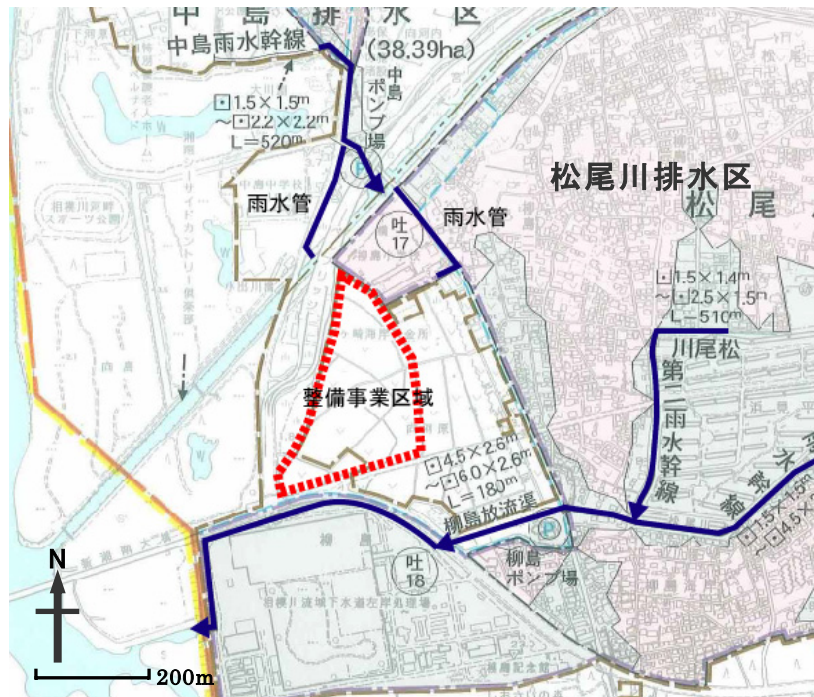


出典：茅ヶ崎市都市計画下水道事業一般平面図(汚水)【平成18年(2006年)】

(2) 雨水の整備状況

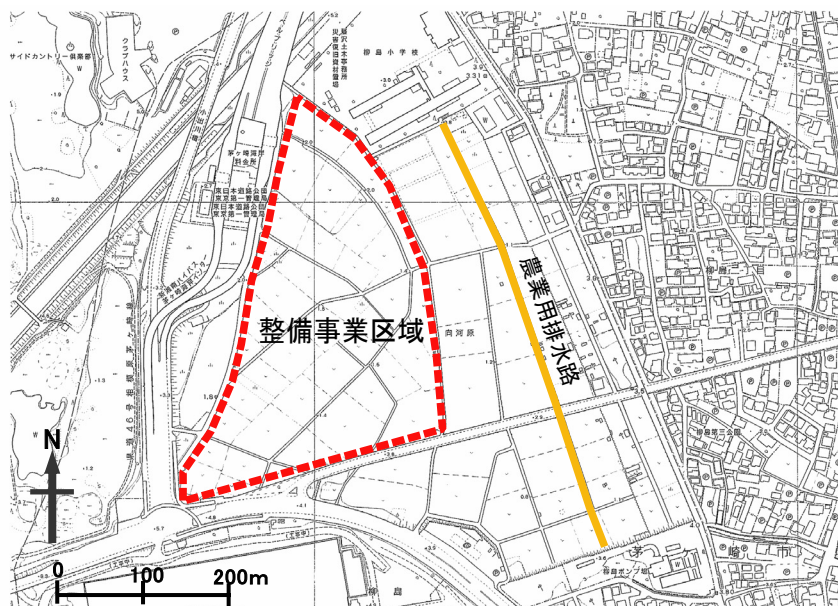
整備事業区域周辺の雨水幹線や農業用排水路の整備状況は、下図のとおりです。

■ 雨水幹線・雨水管整備状況（周辺図）



出典：茅ヶ崎市計画下水道事業一般平面図（雨水）【平成18年(2006年)】

■ 農業用排水路整備状況（周辺図）

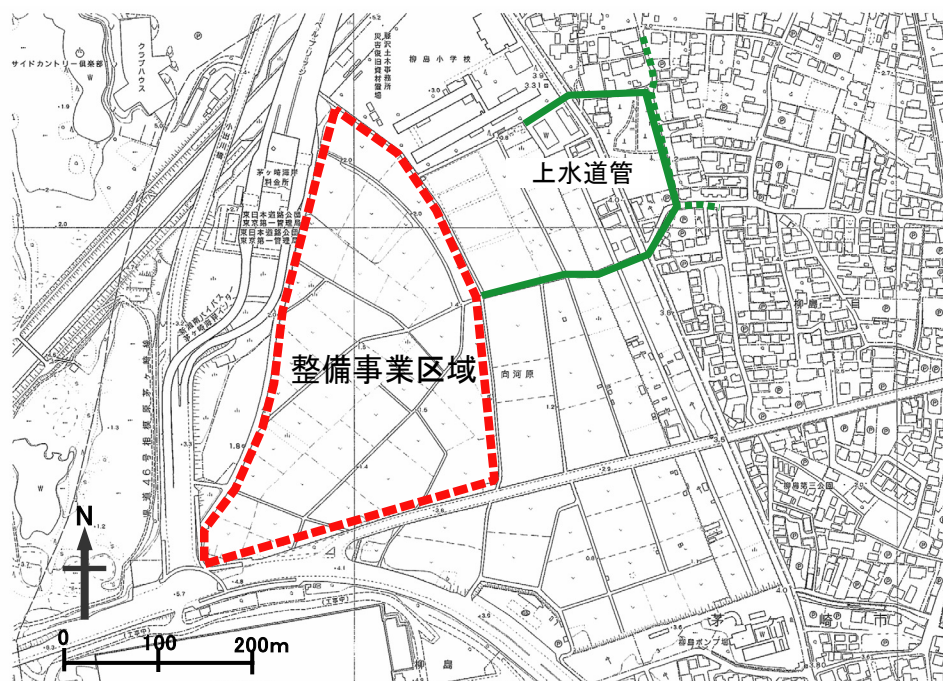


資料：茅ヶ崎市農業用排水路位置図

(3) 上水道の整備状況

整備事業区域周辺の上水道管の整備状況は、下図のとおりです。

■ 上水道整備状況（周辺図）

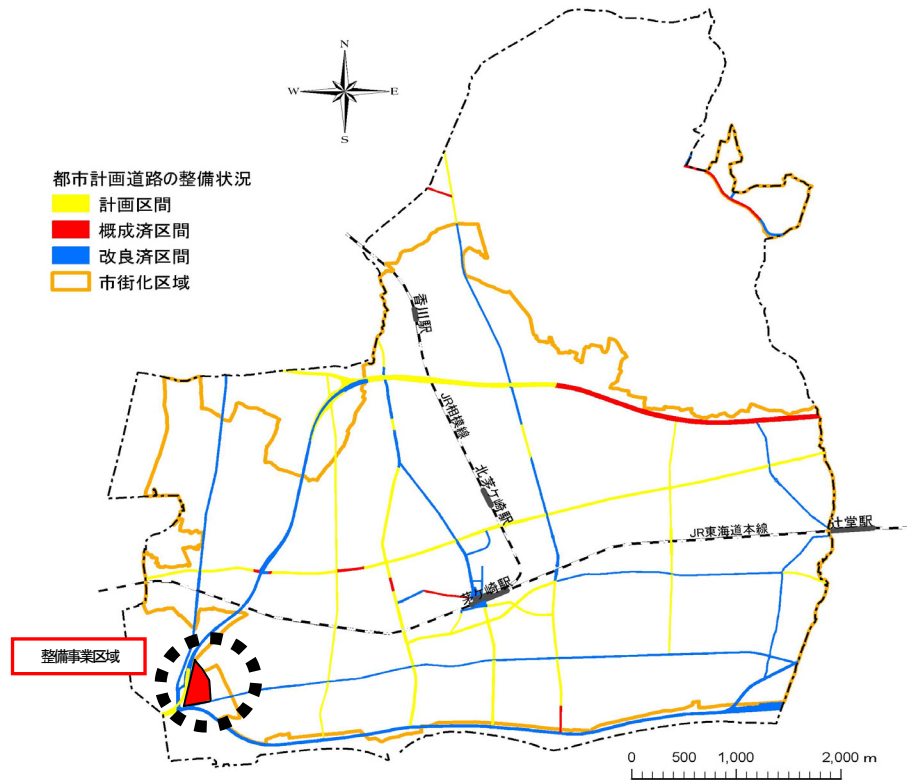


資料：神奈川県企業庁茅ヶ崎水道営業所資料を参考に作成

(4) 道路の整備状況

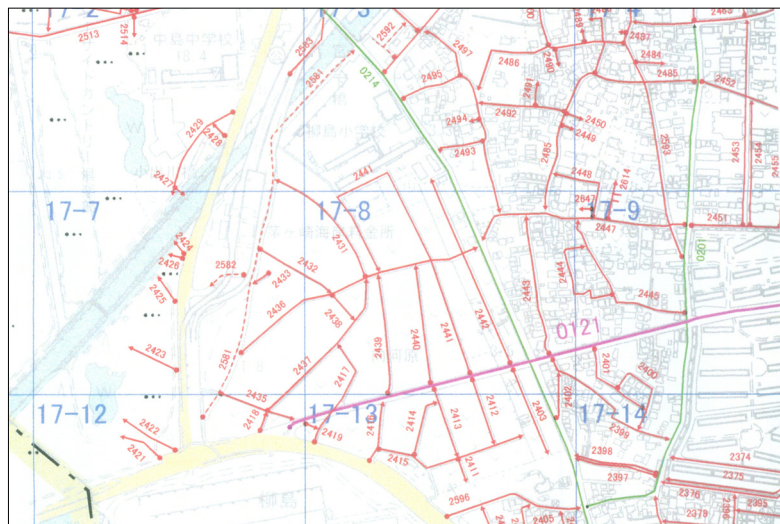
市内全域の都市計画道路の整備状況及び整備事業区域周辺の市道は、下図のとおりです。

■ 都市計画道路の整備状況



出典：平成 19 年度茅ヶ崎市都市計画基礎調査解析業務報告書

■ 茅ヶ崎市道の整備状況



出典：茅ヶ崎市道認定路線網図【平成 21 年(2009 年)】

4 関連計画

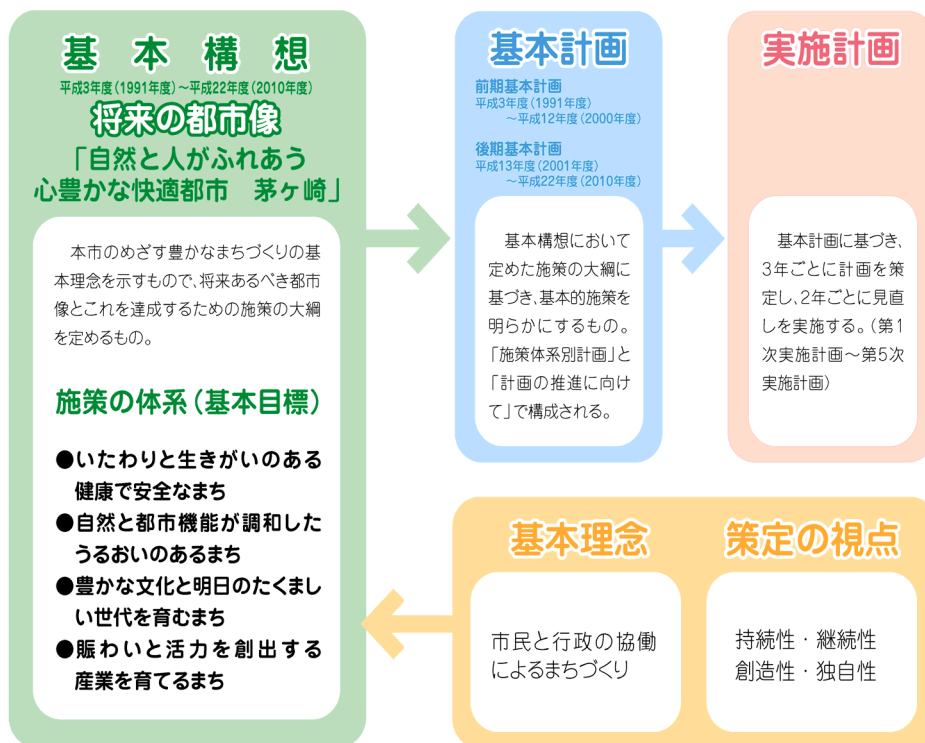
(仮称) 柳島スポーツ公園整備基本構想に関連する計画は、次のとおりとなります。

(1) 茅ヶ崎市新総合計画後期基本計画「ちがさき・さわやかプラン」

(策定：平成 12 年度 (2000 年度)、計画期間：平成 13 年度 (2001 年度)
～平成 22 年度 (2010 年度))

平成 2 年度 (1990 年度) に茅ヶ崎市の将来都市像「自然と人がふれあう心豊かな快適都市茅ヶ崎」を示した基本構想に基づき、これからの時代潮流や多種多様化する市民ニーズへの的確な対応と、市の将来都市像の実現を目指すため、平成 22 年度 (2010 年度) までの 10 年間を計画期間とする「後期基本計画」を平成 12 年度 (2000 年度) に策定しました。

■ 茅ヶ崎市新総合計画後期基本計画の構成



出典：茅ヶ崎市新総合計画後期基本計画【平成 13 年 (2001 年)】

■主に関連する施策一覧

第1章 いたわりと生きがいのある健康で安全なまち

第1節 健康な人づくり・体力づくり

3 生涯スポーツ

③ スポーツ・レクリエーション施設の整備

スポーツ・レクリエーション施設の整備につとめるとともに、学校体育施設の開放や海岸部のレクリエーション空間としての利用を促進します。

第2章 自然と都市機能が調和したうるおいのあるまち

第1節 利便性の高い都市基盤づくり

1 土地利用

② 自然環境との共生を図るための土地利用

里山や河川、海岸、農地などの自然環境を保全するとともに、人と自然とのふれあいの場としての有効利用を図ります。

第2節 居住性の高い生活環境づくり

3 公園・緑地

② 基幹公園の整備

子ども、高齢者、障害児（者）などが、安心して利用できる憩いの場としての公園整備につとめるとともに、市民が、スポーツ・レクリエーションなどを通じて、コミュニティの形成が図れるような公園整備を進めます。

③ 地域の特性を活かした公園の整備

歴史を伝え、“ふるさとの面影”を色濃く残している地域や昔から語り継がれてきた民話に基づく文化資源などを活かした公園の整備につとめます。

④ 防災機能を有する公園の整備

市民生活の良好な居住環境を確保するために、災害時における防災機能をもった公園の整備を図ります。

第4章 賑わいと活力を創出する産業を育てるまち

第1節 湘南の特性を活かした農漁業・観光の振興

1 農業

① 農業生産基盤の整備

自然環境との調和と秩序ある計画的な土地利用を進め、国・県との連携を図りながら、農業の生産環境の充実を図るとともに、農業生産基盤の整備や優良農地の保全と集約化を進め、立地特性を活かした都市農業の振興につとめます。

※柳島地区関連箇所のみ詳細記述

(2) ちがさき都市マスタープラン

(策定：平成 20 年度 (2008 年度)、計画期間：平成 20 年度 (2008 年度)

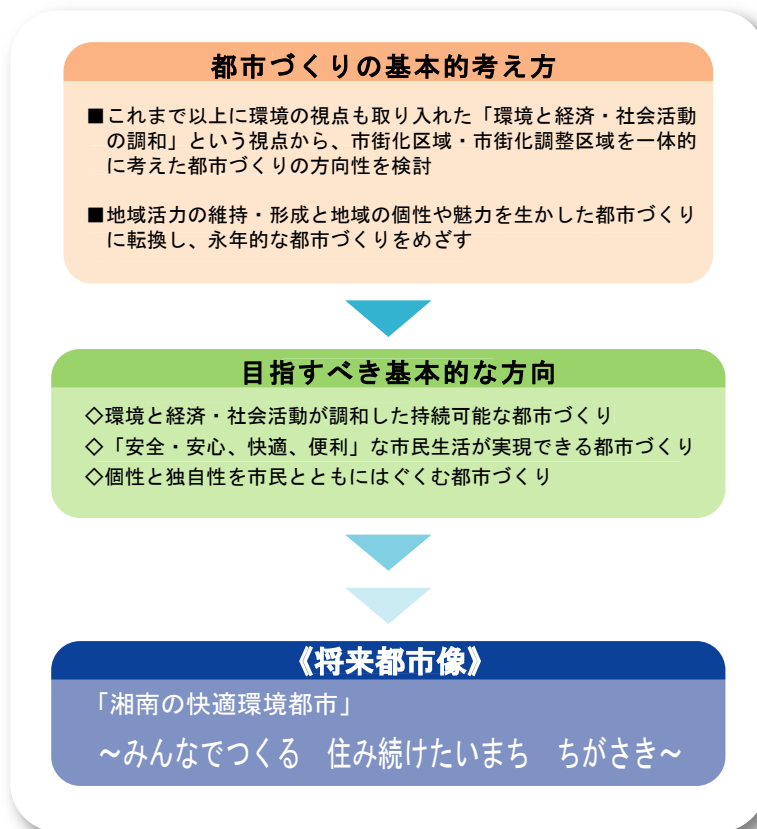
～平成 39 年度 (2027 年度))

ちがさき都市マスタープランは、平成 20 年度を初年度として、20 年後のあるべき姿を捉えたこれからの都市づくりの方向性を定めたものです。

ちがさき都市マスタープランでは、計画予定地である柳島地区は、南西部地域の「ふれあいを育む交流拠点」に位置付けられています。また、スポーツ公園の建設は土地利用の中で重点的に取り組む施策「柳島向河原地区における運動公園整備とあわせた緑地や農地などの確保」として位置付けられ、柳島向河原地区にスポーツ公園を移転整備するにあたり、緑地や農地の確保を検討し、周辺地域の住環境と一体的に自然や環境に配慮した土地利用を検討するとされています。ちがさき都市マスタープランでは、市全体として以下のとおり取り組みの方向性が示されています。

また、(仮称)柳島スポーツ公園が計画されている南西部地域全体の課題として、交流拠点の整備、自然環境の保全、通過交通の円滑な処理があげられています。そのほか、交通体系の整備として、地区内公共交通(コミュニティバス等)の充実・自転車の走行環境づくりなどの方針もあげられています。

■将来都市像



出典：ちがさき都市マスタープラン【平成 20 年(2008 年)】

■南西部地域の将来像と取り組みの方向性

『ウォーターフロントとして多様な交流をはぐくむ開放的なまち』

◆都市づくりの方針

○交流拠点の整備

- ・柳島向河原地区における交流拠点の整備

柳島向河原地区に運動公園を移転整備するにあわせ、緑地や農地の確保を検討し、周辺地域の住環境と一体的に自然や環境に配慮した土地利用を検討します。

○生活・防災の機能を持つ拠点の整備

○交通体系の整備

- ・自転車の走行環境づくり

自転車で移動しやすい都市づくりをめざすため、良好な自転車走行の環境づくりを進めます。

○自然環境やみどりの保全と活用

- ・自然系地域帯（ベルト）の形成

茅ヶ崎海岸を「なぎさベルト」、相模川を「相模川ベルト」、小出川を「小出川ベルト」として位置づけ、豊かな自然の保全・整備をめざします。

- ・緑地や田園環境の保全・整備

農業系土地利用については、農地の保全に努め、営農環境の整備、農地の維持・管理など、保全・整備をめざします。

- ・柳島向河原地区における運動公園整備とあわせた緑地などの確保

柳島向河原地区に運動公園を移転整備するにあわせ、緑地や農地の確保を検討し、周辺地域の住環境と一体的に自然や環境に配慮した土地利用を検討します。

- ・水とみどり・生態系のつながりづくり

①相模川、小出川を市民が川と親しむことができる環境づくりを河川改修事業などとあわせて進めるとともに、周辺の緑地との連続性を高め、国や県と連携をして水とみどり・生態系のつながりの構築を進めます。

②自然系地域帯（ベルト）を中心としたみどりのひろがりを促進することで、生態系のつながりを形成し、豊かな自然に恵まれた都市づくりをめざします。

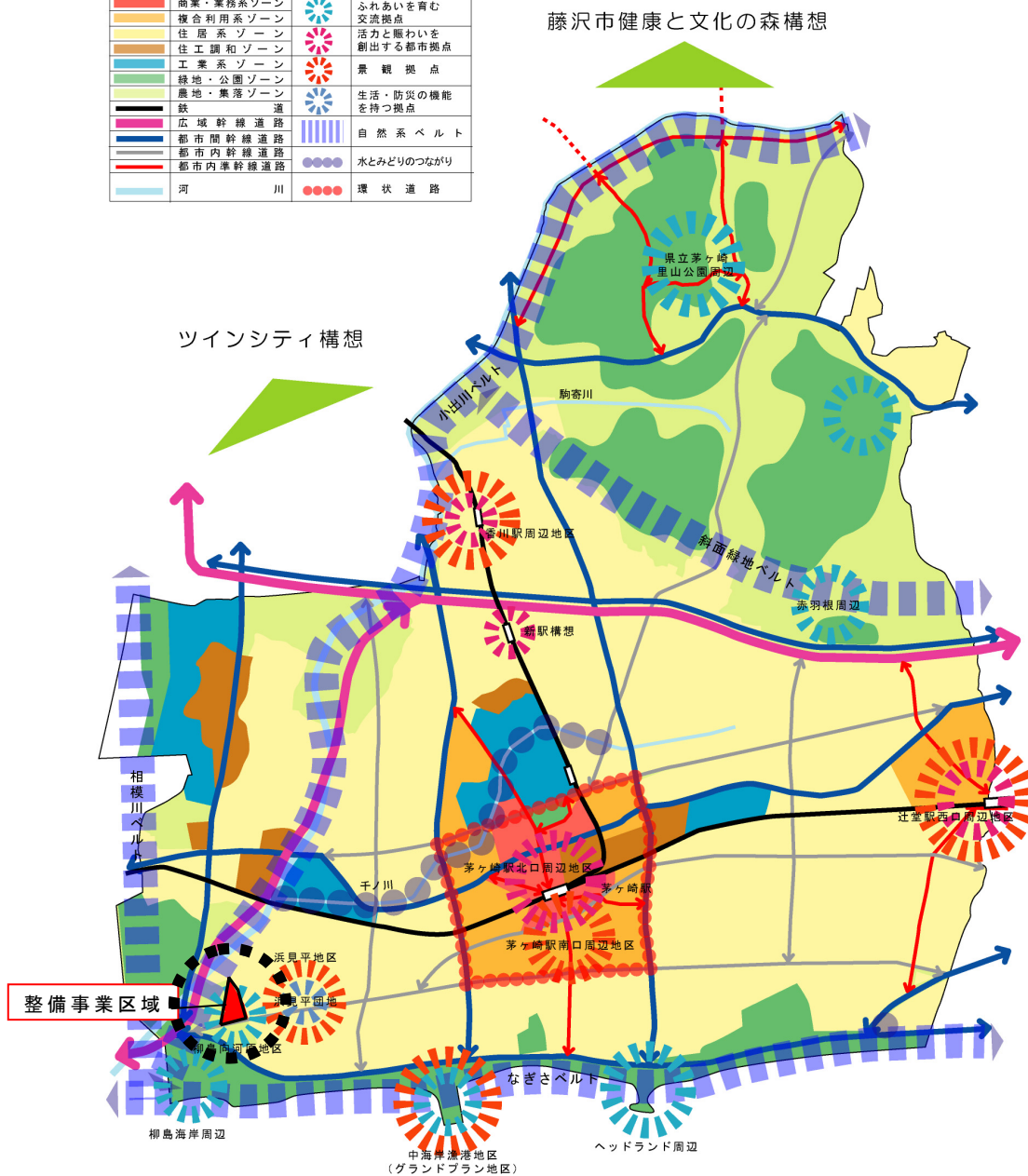
○快適な住環境の整備

○安全・安心な都市の機能の維持・向上

※柳島地区関連箇所のみ詳細記述

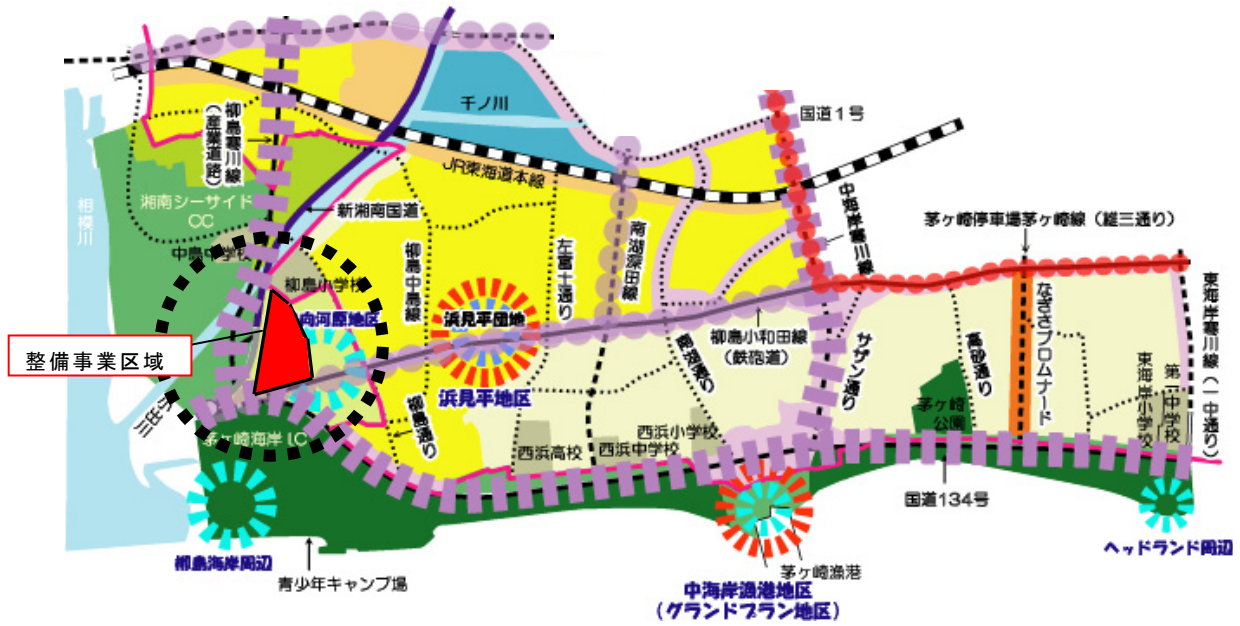
■ 将来都市構造図イメージ

凡	例
商業・業務系ゾーン	ふれあいを育む 交流拠点
複合利用系ゾーン	活力と賑わいを 創出する都市拠点
住居系ゾーン	景観拠点
住工調和ゾーン	生活・防災の機能 を持つ拠点
工業系ゾーン	自然系ベルト
緑地・公園ゾーン	水とみどりのつながり
農地・集落ゾーン	環状道路
鉄道	
広域幹線道路	
都市間幹線道路	
都市内幹線道路	
都市内準幹線道路	
河川	



出典：ちがさき都市マスタープラン【平成20年(2008年)】

■ 南西部地域整備方針図



凡 例					
	拠点商業・業務ゾーン		市街化区域境界		ふれあいを育む交流拠点
	多目的市街地ゾーン		都市計画道路以外の主な道路		活力と賑わいを創出する都市拠点
	近隣商業ゾーン		都市計画道路（整備済）		景観拠点
	低中層住宅ゾーン		都市計画道路（概成済）		生活・防災の機能を持つ拠点
	都市型住宅ゾーン		都市計画道路（事業中）		
	低層住宅ゾーン		都市計画道路（未着手）		
	広域沿道施設ゾーン		自動車専用道路		
	沿道施設ゾーン		自動車専用道路（未整備）		
	緑地などゾーン		鉄道		
	農地・集落ゾーン		主要幹線		
	農振・農用地		都市幹線		
	公園緑地		環状道路		
	工業・研究開発ゾーン				
	公益施設				
	行政・文化ゾーン				

出典：ちがさき都市マスタープラン【平成20年（2008年）】

(3) 茅ヶ崎市環境基本計画改訂版

(策定：平成 14 年度 (2002 年度)、計画期間：平成 15 年度 (2003 年度)

～平成 22 年度 (2010 年度))

茅ヶ崎市環境基本計画は、環境の保全および創造に関して他の個別計画の上位に位置付けられ、環境の保全および創造に関する目標や施策を長期的な観点から総合的に明らかにしたものです。具体的には、環境の保全と創造に関する 4 つの基本理念、5 つの環境の側面から見た望ましい環境像、目標および具体的施策を総合的かつ体系的に提示するとともに、6 つの「重点的に取り組むべき課題」や、取り組みを円滑に進めるための方策を提示しています。

■ 4 つの基本理念

1. 健全で恵み豊かな環境を享受し、これを将来の世代に継承する。
2. 自然と人との豊かなふれあいの実現を目指す。
3. 環境への負荷が少ない持続的発展が可能な社会の構築を目指す。
4. 地球環境保全を自らの問題として認識し、積極的に推進する。

■ 5 つの環境の側面から見た望ましい環境像

- 安心して生活できる環境～生活環境の保全～
- 身近な自然に恵まれた環境～自然環境の保全～
- 潤いと安らぎのある都市としての環境～都市環境の保全・創造～
- エネルギー、水、ものなどの循環する環境～環境負荷の低減～
- 世界の人々、動物や植物、将来世代が快適に生きられる環境～地球環境の保全～

■ 重点的に取り組むべき課題

- ・循環型の地域社会システムを形成するための施策
- ・里山等の自然を保全・活用するための施策
- ・人に優しい快適な交通環境を創造するための施策
- ・住民主体の地域環境改善活動を促進するための施策

『第 4 章「茅ヶ崎市が最も力を入れる重点施策」のうち「4-3 里山等の自然を保全・活用するための施策」のプロジェクト 2：コア地域以外の場所における施策』と『第 5 章「茅ヶ崎市の望ましい環境像の実現のためにはどうしたらよいのか？」のうち「5-2 自然環境の保全、5-2-2 農地の自然の保全・活用」』において、農地の保全・活用の施策が位置付けられています。

■プロジェクト2：コア地域以外の場所における施策

プロジェクト 2

コア地域以外の場所における施策

コア地域以外の市街化調整区域の樹林地、農地については、より実効性の高い保全を可能とするため、土地の埋め立てに関する条例や里山の保全・開発抑制に主眼をおいた地域指定先行型の条例※の制定等、茅ヶ崎市独自の規制的手法について検討していきます。また、すでに実施されている農産物直売事業による農業者と市民の交流のより積極的な促進、農作業を手伝う人材の派遣や援農の仕組み、休耕地を市民に貸し出し、農地として維持する仕組み、樹林地・農地としての維持に対する経済的インセンティブの付与等、農業振興と組み合わせた効果的な仕組み等の導入に努めます。

実施主体

- 市(企画調整課、農政課、環境政策課、都市計画課、公園みどり課)
- 農家 ●地権者 ●市民 ●市民団体

実施予定

	短期 (H15~H17)	中期 (H18~H20)	長期 (H21~H22)
農産物直売事業等の促進		継続的支援・促進	
人材派遣および延農の仕組みづくり	仕組みづくり	継続的運用	
土地の埋め立てに関する市条例の制定	調査・検討	合意形成/制定・施行	
地域指定先行型の市条例の制定	調査・検討	合意形成/制定・施行	

..... の内容の実施については、調査・検討の結果を踏まえ、適宜、柔軟に見直しを図る。

出典：茅ヶ崎市環境基本計画改訂版【平成15年(2003年)】

■5-2-2 農地の自然の保全・活用

5-2-2

農地の自然の保全・活用

■ 基本方針

茅ヶ崎市では都市近郊型農業が行われ、農地が食糧供給とともに市民にとっての身近な自然としての役割を果たしています。しかし、近年、農業の継承者不足、谷戸の埋め立て、相続による農地の転用等、複雑な利害関係の絡む問題を背景に、減少や休耕地が進んでおり、この傾向は計画策定以降も依然として変わっていません。

農地は、食糧供給の場、身近な自然であるだけでなく、防災空間としての機能、景観形成機能、保水機能等の多様な環境保全機能を有しています。このように、市民にとっての農地の評価を適正に評価し、産業振興策や景観保全施策、都市防災施策等と併せて、複合的な保全・活用施策を進め、農業そのものの維持存続・活性化を図ります。さらに、農産物の付加価値を増やすため、健康と環境にやさしい農業を支援し、これを消費者である市民と生産者との連携により支えていく新しい茅ヶ崎農業の枠組みを構築していきます。

■ 目 標 2010年(平成22年)までに、農地と人とのふれあいを深めよう

■ 環境指標 農地面積・農業後継者数、共同直売所数、買い物ツアー参加者数/巡回農家数、家庭菜園総区画数/応募者

ここでは、「農地と人とのふれあい」に着目した目標を掲げ、基盤となる農地および農地の状況、消費者と生産者の連携の状況、ふれあいの場や機会の状況等に関する項目を指標として設定します。

出典：茅ヶ崎市環境基本計画改訂版【平成15年(2003年)】

(4) 茅ヶ崎市みどりの基本計画

(策定：平成 21 年 (2009 年)、計画期間：平成 21 年 (2009 年)

～平成 30 年 (2018 年))

茅ヶ崎市みどりの基本計画は、都市緑地法第 4 条に規定されている「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことであり、市町村が、その区域内における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策などを明らかにするみどりの総合的計画です。

◆基本理念

- ①個性あるみどりを守り、次世代への豊かなみどりの継承
- ②快適な都市と健康的で心豊かな生活を支えるみどりの創造
- ③市民・事業者・行政の主体的取り組みと協働による実効性のあるみどり豊かなまちづくりの推進

◆基本方針

- ①自然豊かな北部丘陵・農地・河川・海岸のみどりを一体的に保全・再生します
- ②安全・安心で快適な暮らしを支えるみどりを保全・再生・創出します
- ③歴史と文化が息づくみどりを守り、育みます
- ④豊かな感性を育むまちのみどりと人々が出会う市民参加のしくみをつくります

都市化にともない、市内のみどりは減少し、市域面積の緑被率が 42.8% (平成元年) から 33.8% (平成 17 年) まで低下しており、その主な原因は市街化区域における農地から住宅地などへの土地利用の転換であると考えられています。

みどりの基本計画では、みどりの将来像として「みどりのネットワーク」の形成を図るとしており、柳島地区もみどりのネットワークの一部となっています。立地ごとのみどりの将来像として農地のみどりを以下のように位置付けています。

■みどりの将来像

1. 豊かな北部丘陵、農地、河川、海岸のみどりを持続性ある骨格のみどりとして保全・再生していきます
2. 市民との関わりが深いまちのみどりを、地域の特性を活かして、保全・再生・創出していきます
3. 骨格のみどりとまちのみどりにより、みどりのネットワークの形成を図ります



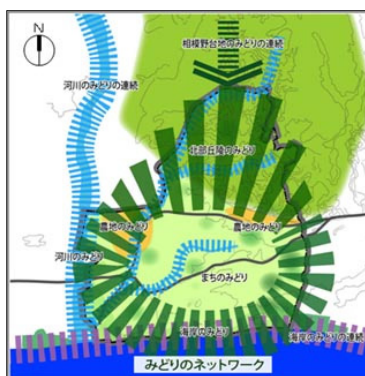
■「農地のみどり」としての方針

農地の生産の場としての役割に加え、農地のみどりが持つ環境保全やレクリエーション、防災、景観形成などの役割・機能に着目し、これらの機能が発揮されるようみどりの骨格またはまちのみどりなど周辺のみどりと一体的に調和を図ります。

■みどりの将来像の概念図



■みどりの将来像



出典：茅ヶ崎市みどりの基本計画【平成 21 年(2009 年)】

また、みどりには環境保全、レクリエーション、防災、景観形成などの多面的な機能があるとし、4つの系統ごとに配置方針を定めています。計画対象地区である柳島地区には、「生態系ネットワークの核（コア）となる地域の保全」「拠点となるレクリエーション空間の整備・充実」「広域避難場所の確保・整備」などの方針が定められています。

■ 4つの系統別配置方針

1. 環境保全系統の配置方針

- ①健康的な生活を支えるみどりの保全・再生・創出
- ②身近な自然とふれあえる生態系ネットワークの形成

2. レクリエーション系統の配置方針

- ①拠点となるレクリエーション空間の充実
レクリエーション拠点機能を持つ公園・緑地の整備・充実を進めるために、(仮称)柳島スポーツ公園や市民の森などの公園・緑地の整備を進める必要があります。
- ②日々の生活を豊かにする身近なレクリエーション空間の充実
- ③レクリエーション拠点・軸を中心として周辺の優れた自然・田園・歴史・文化・眺望景観資源を活用した地域振興に寄与する回遊動線の充実

3. 防災系統の配置方針

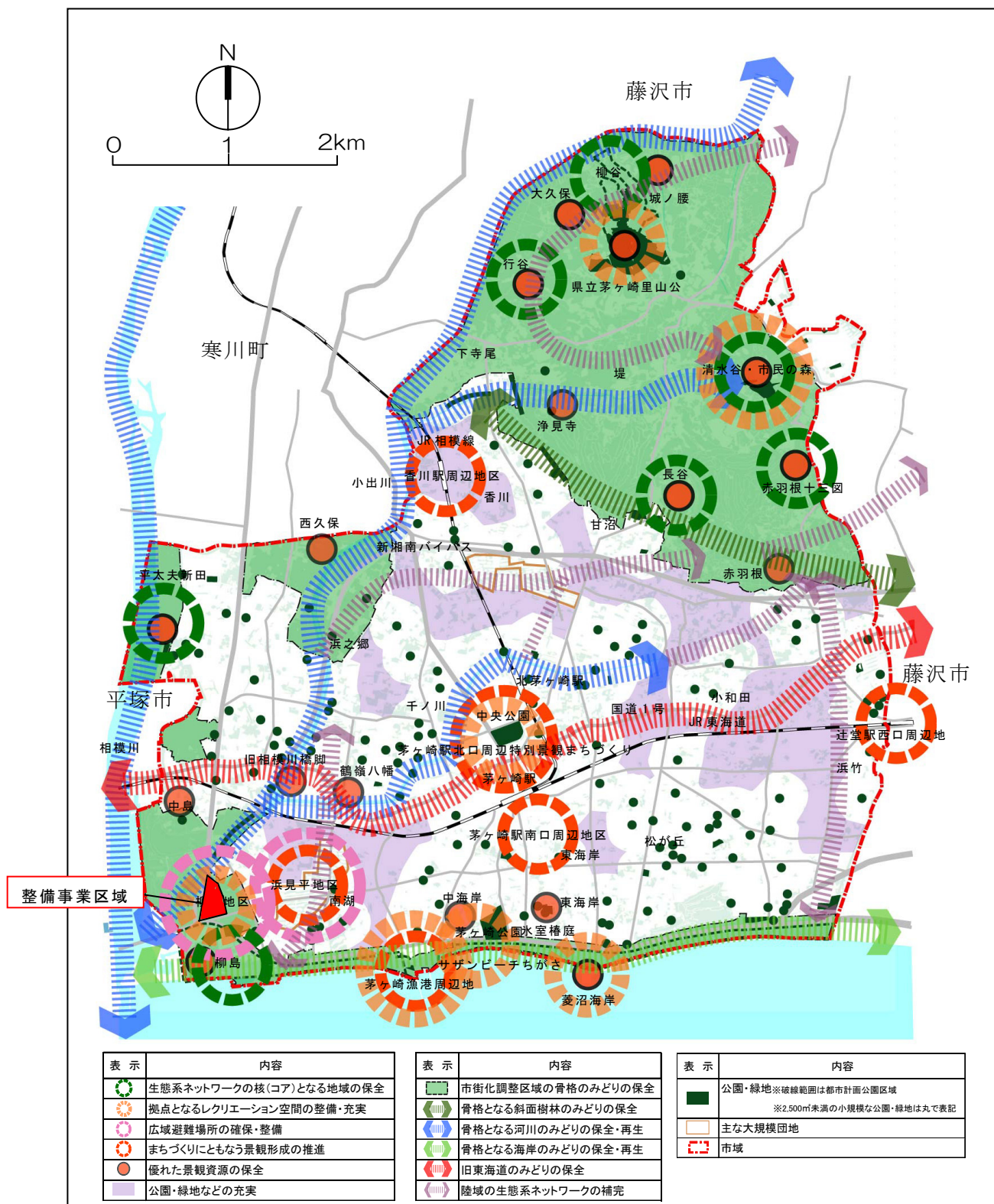
- ①自然災害の緩和・防止機能の充実
- ②災害時の避難の場・復旧拠点の確保・充実
(仮称)柳島スポーツ公園の整備に伴い、延焼火災から人命の安全を確保するため、広域避難場所の整備を進めるとともに災害時における備蓄や通信機能を有した防災拠点を整備する必要があります。
- ③火災による災害の緩和・防止機能の充実

4. 景観系統の配置方針

- ①茅ヶ崎らしい自然的景観を形成する骨格のみどりの保全・再生
- ②日常生活空間に潤いを与えるまちのみどりの保全・創出
- ③歴史と文化が息づくみどりの保全・再生

※柳島地区関連箇所のみ詳細記述

■ 4 系統の統合配置方針図※



出典：茅ヶ崎市みどりの基本計画【平成 21 年(2009 年)】

※立地特性を踏まえた効果的な緑の保全・再生・創出に取り組むため、環境保全系統、レクリエーション系統、防災系統及び景観系統の4つの配置方針を総合的に示したもの

そして、安全・安心で快適な暮らしを支えるみどり豊かなまちづくりを目指して市民ニーズに応えるために都市公園の整備方針を定めています。

■都市公園の整備方針

1 レクリエーション拠点機能を持つ公園の整備

《全体の配置方針》

既存のレクリエーション拠点に加えてそれぞれの自然資源や立地特性を活かし、自然とのふれあいの場や環境学習の場、スポーツ活動の場となる新たなレクリエーション拠点となる公園を配置します。

《整備方針》

- 海岸や里山環境などの豊かな自然・景観資源を活かしたレクリエーション拠点となる公園・緑地を整備します。
- 子どもからお年寄りまで誰もが幅広く楽しめるユニバーサルデザインの公園・緑地を整備します。
- 市民の健康増進やスポーツが楽しめる公園・緑地を整備します。
- 周辺地域からの避難場所となる公園・緑地を整備します。
- まちづくり整備が行われる地域では、まちづくり事業計画と連動し、公園・緑地の整備を行います。

《実現化に向けて》

- （仮称）柳島スポーツ公園の整備にあたっては、スポーツ機能の充実を図るとともに、立地特性を活かし、みどりの保全施策と一体となった公園整備を進めます。

[都市公園の現況値と目標値]

緑地種別		近隣公園	地区公園	特殊公園	広域公園	都市林	都市緑地	合計
現況値 (平成20年)	整備箇所	4	3	1	1	0	10	19
	整備面積(ha)	5.48	13.92	0.27	19.77	0.00	1.58	41.02
	整備水準(m ² /人)	0.24	0.60	0.01	0.86	0.00	0.07	1.78
目標値 (平成30年)	整備箇所	5	3	1	2	1	13	25
	整備面積(ha)	6.88	15.55	0.27	166.70	2.14	2.43	193.97
	整備水準(m ² /人)	0.29	0.65	0.01	6.93	0.09	0.10	8.07

[各都市公園の整備目標値]

種別	名称	整備目標 10年後(ha)
近隣公園	浜見平地区	1.40
地区公園	(仮称)柳島スポーツ公園	5.99
広域公園	茅ヶ崎里山公園	36.80
	湘南海岸公園	129.90
都市公園	向田緑地	0.18
	平太夫新田河畔緑地	0.57
	松浪緑地	0.10
都市林	市民の森	2.14

※柳島地区関連箇所のみ詳細記述

(5) 茅ヶ崎市景観計画

(策定：平成 20 年度 (2008 年度)、計画期間：平成 20 年度 (2008 年度)
～平成 29 年度 (2017 年度))

茅ヶ崎市景観計画は、景観法第 8 条第 1 項に規定する「景観行政団体が定める地域の特性にふさわしい良好な景観の形成に関する計画」を指します。本計画により良好な景観の形成に関する方針や行為の制限に関する事項等を定めることができます。

茅ヶ崎市では、魅力ある景観まちづくりを施策の柱の一つと位置づけ、平成 10 年に「茅ヶ崎市都市景観基本計画」を策定し、平成 12 年には「茅ヶ崎市景観まちづくり条例」を施行するなど、良好な景観形成に努め、あるべき姿とその実現のための施策を進めてきましたが、平成 16 年に景観法が施行され、地方公共団体は、景観法に定められた「景観計画」を策定することで、法律に基づいた規制誘導を行うことが可能となったため策定したものです。

地域の特性に応じた景観まちづくりを進めるために、市域を 4 つの「景観ゾーン」に分類し、「景観ベルト」「景観拠点」を設定し、景観構造別方針を設定し、その方針に配慮することとなっています。

◆ 基本理念

『景観とは、自然環境と人間（生活・文化）との関係を表す総合指標である』

◆ 3 つの基本理念

- ・ 湘南の快適環境都市
- ・ 茅ヶ崎らしさを守り育て、魅力ある茅ヶ崎の創造
- ・ 市民参画の景観まちづくりの推進と定着

◆ 5 つの基本目標

- ・ 豊かな自然や貴重な歴史・文化資源を守り、継承します
- ・ 地域の資源や特徴を活かしつつ進めます
- ・ 人にやさしいまちづくりを進めます
- ・ 市民・事業者・行政が連携して進めます
- ・ 湘南茅ヶ崎のイメージにふさわしいまちづくりを進めます

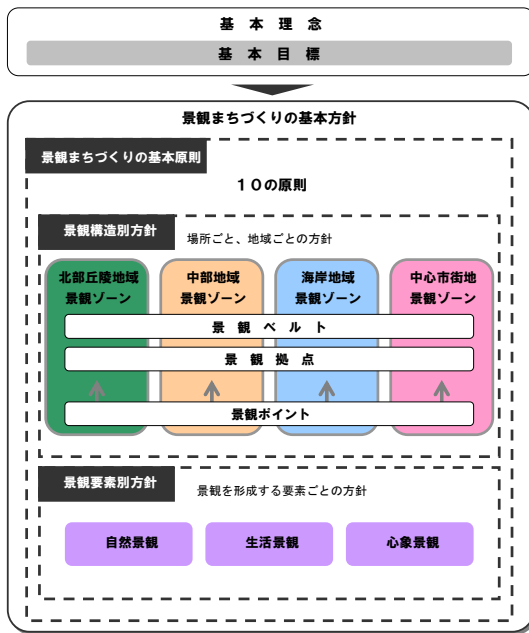
■ 柳島における評価の視点

○ 環境緑地の創出によるみどりの景観の形成

豊かな松林に囲まれた県立柳島青少年キャンプ場などでは、ハマヒルガオが群生するなど良好な海岸景観と自然環境がみられます。

松林の保全とともに、公共施設上部利用等による環境緑地の創出等により、みどりの景観まちづくりを進めます。

■基本方針の構成イメージ



■景観構造一覧

	景観ゾーン			
	北部丘陵地域 景観ゾーン	中部地域 景観ゾーン	海岸地域 景観ゾーン	中心市街地 景観ゾーン
景観ベルト	●	—	—	—
東海道ベルト	—	●	—	●
なぎさベルト	—	—	●	—
相模川ベルト	—	●	●	—
都市河川ベルト	●	●	●	●
景観拠点	—	香川駅周辺地区 辻堂駅西口周辺地区	茅ヶ崎漁港周辺地区 浜見平地区	茅ヶ崎駅北口周辺特別 景観まちづくり地区 茅ヶ崎駅南口 周辺地区
景観ポイント	芹沢字台田・城ノ腰 芹沢・横立茅ヶ崎登山公園周辺 芹沢字大久保 行谷字広町 下寺尾字西方 堤・浄見寺周辺 堤・清水谷 堤・湘南ライフタウン 赤羽根字十三回 甘沼字長谷 赤羽根字三～五回	みずき 松風台 (仮)西久保駅周辺 西久保字大町 鶴が台 松林 旧相模川橋脚 鳥井戸橋・鶴嶺八幡宮 相模川河畔	中海岸 東海岸 鉄砲道沿道 汐見台 柳島 菱沼海岸 中島	

■景観構造図



出典：茅ヶ崎市景観計画【平成20年(2008年)】(上記全て)

(6) 茅ヶ崎市地域防災計画

(策定：平成 15 年度 (2003 年度) 修正)

茅ヶ崎市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、茅ヶ崎市における災害に対処するための基本計画として策定されています。基本計画は「災害対策計画編」と「資料編」から構成され、「災害対策計画編」は、さらに「総則」、「地震対策」、「風水害対策」、「特殊災害対策」の 4 編より構成されます。

茅ヶ崎市では震災対策の基本的な方策として、震災に強い都市構造への転換を進めており、(仮称)柳島スポーツ公園の計画にあたっては、特に「第 2 編：地震対策 第 1 部：地震災害予防計画」の観点からの検討が求められています。

第 1 章 都市の防災対策

第 1 節 地震に強いまちづくり

1 防災まちづくりの推進

地震に強いまちづくりの促進のため、幹線道路、河川、緑地帯等に囲まれたコミュニティを単位とした「防災生活圏」を設定し、延焼遮断帯、避難地、避難路、防災緑地、防災活動拠点等の整備を進めます。

第 2 節 広域避難場所・避難所・避難道路

1 広域避難場所の整備

震災時の延焼火災から人命の安全を確保するため、市は、現在指定している広域避難場所以外の防災空間の活用を検討し、広域避難場所としての整備を進めます。

2 避難所の整備

震災時に避難者の避難が迅速に行えるよう、市は小・中学校を避難所として指定し、避難所に必要な設備及び防災資機材の整備を進めます。

3 避難道路の整備

現在、市では避難路は指定していませんが、震災時には周囲の状況に合わせ、市職員、警察官等の誘導・指示により安全な道路を利用する避難方法を行いますので、避難が安全にできるよう幅員を確保した道路の整備に努めます。

4 安全に避難ができる道路の整備

市街地の木造住宅密集地や延焼危険地区での避難用及び延焼防止として機能する防災道路の整備を積極的に推進し、安全な避難路の確保を図ります。

第 4 節 防災空間の確保

1 防災空間の確保

市は、震災時において避難行動を円滑に行い、災害の拡大防止及び仮設住宅地の確保のため、防災空間の確保が必要となります。

そのために、残された緑地、農地の保全、土地区画整理事業等による防災空間の確保、防火・準防火地区の積極的指定及び用途地域の見直しを行います。また、都市計画公園事業等による防災公園など防災空間の整備を進めます。

2 都市公園の整備

市街地内及びその周辺の広域避難場所をはじめ、身近な避難場所や応急仮設住宅地、延焼遮断帯となる都市公園や緑地の確保を積極的に推進します。防災空間となる都市公園については、学校、病院等他の防災上重要な施設との連携を図った整備を進めます。

※柳島地区関連箇所のみ詳細記述

■茅ヶ崎市地域防災計画「第2編：地震対策第1部：地震災害予防計画」の概要（続き）

第5節 建築物の防災対策

大地震が発生した場合、多くの既存の建築物が被害を受ける可能性があります。また、建築物自体の被害のほか、火災の発生も懸念され、都市機能に影響を与えます。これらの被害を最小に止めるために、応急対策活動の拠点となる施設を防災上重要建築物として指定し、防災対策の強化に努めます。

3 公共建築物の防災対策

大震災時に応急活動の拠点になる公共施設は、必要に応じて耐震診断、耐震補強を実施し、震災時においてもその機能を維持できるよう努めます。

このため、ライフライン系の機能障害に対するバックアップ設備の整備・研究を進めます。

4 防災上重要建築物の指定

その他公共施設 災害応急施設

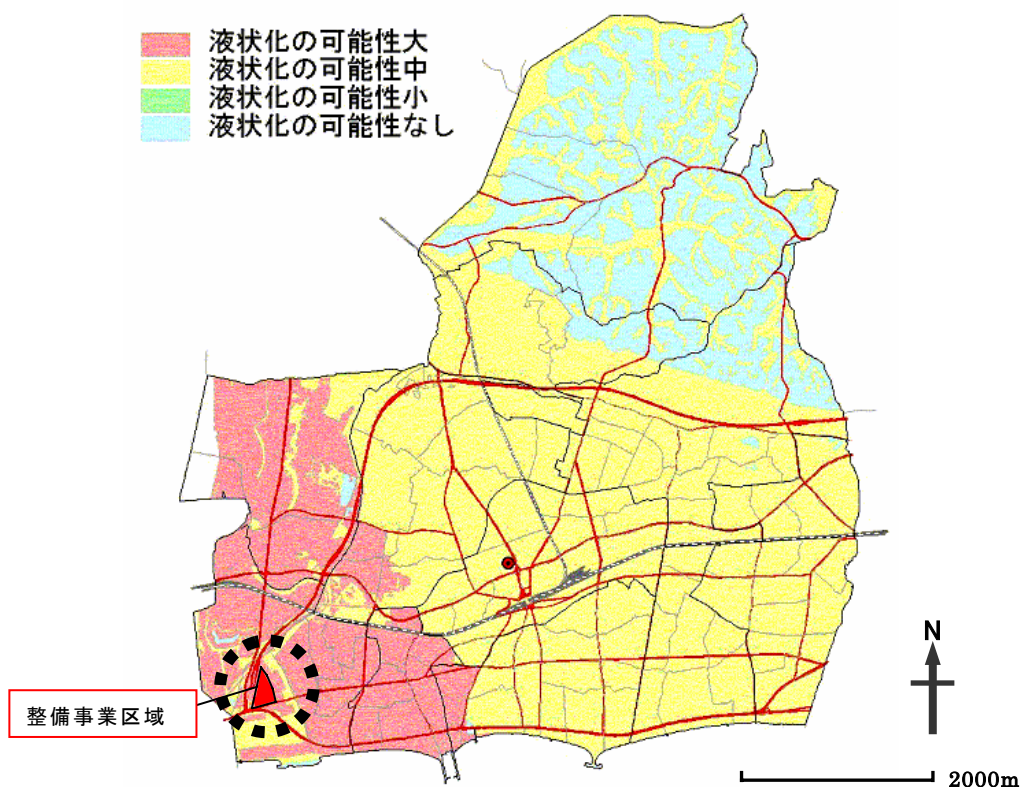
第9節 液状化対策

市は、液状化対策推進のため、液状化の可能性のある地域や対策工法の啓発に努めるとともに、市の建築物、構造物に対して必要に応じて液状化対策を実施していきます。

また、平成13年度に実施した被害想定結果から得られた液状化の可能性について、広く市民に情報を提供していきます。

※柳島地区関連箇所のみ詳細記述

■東海地震の液状化予測図



資料：茅ヶ崎市防災対策課

(7) 茅ヶ崎市農業振興地域整備計画

(策定：平成 17 年度 (2005 年度)、計画期間：平成 18 年度 (2006 年度) ～)

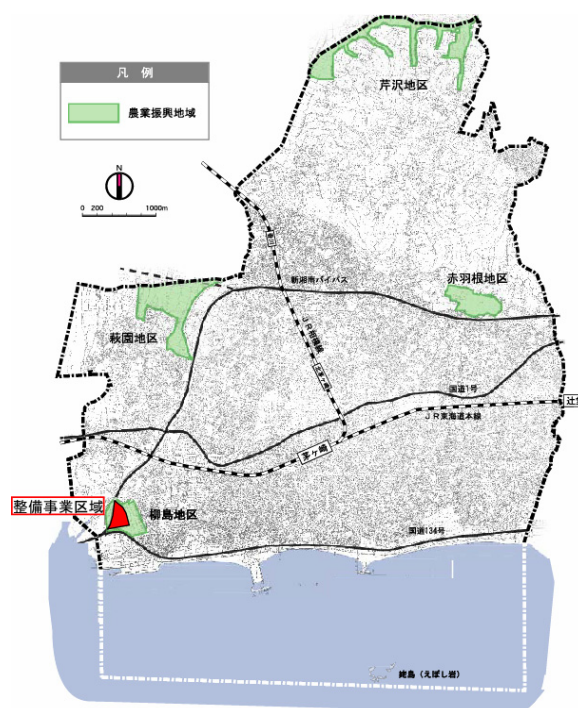
農業振興地域における計画的な農業振興のために「農業振興地域の整備に関する法律」第 8 条に基づき「茅ヶ崎農業振興地域整備計画」を策定しています。現在、市内全域が都市計画区域に指定されており、市街化区域の 22.13 k m²と市街化調整区域の 13.63 k m²に区分されています。そして、この市街化調整区域に 4 箇所の農業振興地域が指定されており、柳島地区は、その 4ヶ所ある農業振興地域の 1つですが、平成 18 年 3 月に農用地区域から除外されています。そのため、計画の中で、柳島地区に関する記述は存在しませんが、市としては、この地区で営農活動を行っている農業者の営農継続が困難とならないよう農業振興施策を実施し、農業の多面的機能が発揮できる場所として農業振興を図っていくこととしています。

■市内における農業振興地域の状況 (単位：ha) 【再掲】

地区名	農業振興地域面積	農用地区域面積
芹沢	50.9	37.9
赤羽根	17.7	16.0
萩園	44.4	31.0
柳島	19.0	0
合計	132.0	84.8

資料：茅ヶ崎市農政課

■農業振興地域位置図



(8) 茅ヶ崎市総合交通プラン

(策定：平成 13 年度 (2001 年度)、計画期間：平成 14 年度 (2002 年度)
～平成 32 年度 (2020 年度))

茅ヶ崎市総合交通プランは、新総合計画の目指す都市将来像の実現のため、今後の“まちづくり”“道づくり”“毎日使うバスや自転車等による市民の移動”に関する仕組み、ルール、施設を整備する基本的な方針を示すものです。

◆課題

渋滞の緩和・交通事故を減らす・高齢社会への対応・環境負荷の低減

◆目標

人を優先にすること・車の利用を減らすこと(車の時と場合による使い分け)

◆方針

歩くことが安全・快適で、バスや自転車が利用しやすいまちを目指す



【交通体系整備の基本コンセプト】

『ひとを中心に考え、徒歩・自転車・公共交通を主体にしたバランスある交通体系の構築』

◆交通体系整備の基本方針

- ・市民のための空間を確保する交通環境の整備
- ・市民の生活と地域の発展を支える交通環境の整備
- ・良好な自然環境と調和する交通環境の確保
- ・拠点開発やまちづくりと整合した交通体系の確保
- ・誰にでもやさしい自由な移動環境の確保

○柳島・浜見平地区の交通に関する問題点・課題

- ・バスと自転車の利用が多い地区であり、浜見平団地と茅ヶ崎駅を連絡するバスの本数は多いが、ニーズとの不整合や団地以外の地区からの利用のしにくさがあり、自転車とバス両面の検討が必要である。
- ・団地内では高齢化も進行しており、高齢者の移動に対する支援が必要。
- ・新しく開発が行われている地区の交通需要への対策も必要。

5 パブリックコメント実施結果

「(仮称)柳島スポーツ公園整備基本構想(案)」についての パブリックコメント実施結果

◇ ご協力ありがとうございました ◇

- 1 募集期間 平成21年7月22日(水)～平成21年8月18日(火)
- 2 意見の件数 277件
- 3 意見提出者数 166人

4 内容別の意見件数

項目	件数
■ 基本構想(案)全般に関する意見	11件
■ 基本構想(案)に記述された個別の内容に関する意見	
第2章(仮称)柳島スポーツ公園整備事業区域に関する意見	4件
第3章(仮称)柳島スポーツ公園整備基本構想に関する意見	230件
第4章 柳島向河原地区土地利用の基本的な考え方に関する意見	16件
■ その他の意見	16件
合計	277件



の部分には意見をふまえ、一部修正を加えた項目

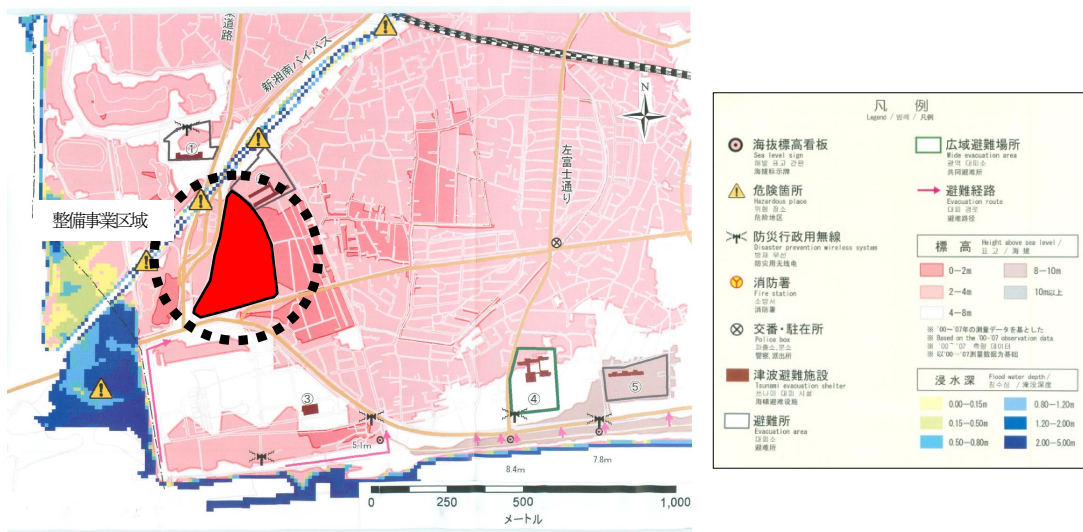
■一部修正を加える項目の修正箇所

◆修正部分の対照表（5 ページ上段）

【修正後】	【修正前】
<p>(3) 浸水時の課題</p> <p>整備事業区域は、茅ヶ崎市洪水ハザードマップによると、小出川や相模川の氾濫時を想定した場合、浸水深が2.0m以上5.0m未満になる「浸水想定区域」に該当しており、スポーツ公園の施設整備においては留意が必要です。</p> <p><u>また、整備事業区域は標高が0から4mですが、関東大震災と同規模の地震により発生する津波の浸水予測を示した茅ヶ崎市津波ハザードマップによると、津波の浸水はないと想定される地域です。</u></p>	<p>(3) 浸水時の課題 <u>(河川氾濫時の浸水想定区域)</u></p> <p>整備事業区域は、茅ヶ崎市洪水ハザードマップによると、小出川や相模川の氾濫時を想定した場合、浸水深が2.0m以上5.0m未満になる「浸水想定区域」に該当しており、スポーツ公園の施設整備においては留意が必要です。</p>

◆追加する図（5 ページ下段）

■ 津波ハザードマップ ■



出典：茅ヶ崎市津波ハザードマップ【平成20年(2008年)】

◆修正部分の対照表（21 ページ中段）

【修正後】	【修正前】
<p>地区の目標を次のとおり定めます。</p> <p><u>「農業とのふれあいと健康を育むにぎわい交流拠点」の創造</u></p>	<p>地区の目標を「<u>農業とスポーツを通じた健康とふれあいを育む交流拠点</u>」の創造とします。</p>

◆修正部分の対照表（21 ページ下段及び23 ページ下段）

【修正後】	【修正前】
<p><u>「農業とのふれあいと健康を育むにぎわい交流拠点」</u></p>	<p><u>「農業とスポーツを通じた健康とふれあいを育む交流拠点」</u></p>